

令和6年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年9月25日 水曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年9月25日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和6年9月25日 15時01分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜	○	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保 健 福 祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総 務 財 政 課 長	森本貴代	○	建 設 産 業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人 権 啓 発 課 長	吉田和秀	○	
	企 画 調 整 課 長	草水英行	○				
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	大 倉 博		4 番	山 本 勝 喜		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 6 年 第 3 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 13 日～令和 6 年 9 月 27 日 会期 15 日間

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 25 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 同意第 2 号 笠置町自治功労表彰者の同意を求める件
- 第 2 請願第 1 号 中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
請願書の件
- 第 3 発委第 3 号 中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的制度の実施を求める意見
書の件
- 第 4 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、同意第2号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大倉博議員と田中良三議員の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 同意第2号、笠置町自治功労表彰者の同意の件について提案理由を申し上げます。

11月22日に開催いたします町制施行90周年記念式典に合わせ、町に対し功労のあった方々を自治功労者として表彰したいので、笠置町表彰条例第3条及び第5条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御承認賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。それでは、同意第2号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にありましたように、町制90周年記念式典に合わせまして自治功労者及び善行者の表彰を行うものでございます。

それでは、お名前等を朗読をもって代えさせていただきますので、2ページをお願いいたします。

笠置町自治功労表彰者・善行表彰者。

基準日、令和6年9月1日。すみません、この基準日、年が2つ入っておりまして1つ削除いただきますようお願いいたします。申し訳ありません。

まず、第3条、自治功労表彰でございます。

区分、お名前、年数の内訳で説明させていただきます。

第3号、西岡良・様、議会議長、議会議員、農業委員を務めていただいております。

同じく第3号、大倉博様、議長、議会議員を務めていただいております。

第6号、上村秀夫様、選挙管理委員の基準でございます。

第6号、西窪量様、同じく選挙管理委員としての年数でございます。

第6号、西岡保様、選挙管理委員としての年数でございます。

第6号、田中良三様、農業委員としての年数でございます。

同じく第6号、・秀男様、こちらも農業委員としての年数でございます。

田中豊次様、こちらも農業委員としての年数でございます。

第6号、谷川周平様、農業委員としての年数でございます。

第6号、中尾隆藏様、固定資産評価審査委員としての年数でございます。

第6号、有田康善様、民生児童委員としての年数でございます。

めくっていただきまして、森保男様、こちらも民生児童委員としての年数でございます。

第6号、小林慶昭様、民生児童委員としての年数でございます。

第6号、高見正子様、民生児童委員としての年数でございます。

第6号、谷本一榮様、民生児童委員としての年数でございます。

第6号、中美幸様、民生児童委員としての年数となります。

第6号、大西篤司様、民生児童委員としての年数でございます。

以上、第3条に係る方につきましては17名の方でございます。

続きまして、第5条、善行表彰でございます。

区分といたしましては、第2号、松井克夫様。

同じく第2号、伊佐治友子様、2名の方の表彰でございます。

以上、説明を終わります。

議長（西 昭夫君） この件に関し、質疑、討論を省略してもよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから同意第2号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第2号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件は、同意することに決定しました。

大倉博議員及び田中良三議員の入場を求めます。

(大倉議員 田中議員 入場)

議長（西 昭夫君） 日程第2、請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書の件を議題とします。

本件は総合常任委員会に審査を付託しました。

本件に対する委員長の報告を求めます。向出総合常任委員長。

総合常任委員長（向出 健君） 総合常任委員会委員長の向出健です。

今、本委員会に付託された請願の件について、審査の結果の報告を会議規則第94条の規定によりさせていただきます。

番号が1、受理年月日令和6年2月7日。件名、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書。請願者の住所氏名、笠置町大字笠置小字隅田3-2、全日本年金者組合相楽支部、福本宗雄。請願の趣旨、笠置町に対して笠置町議会として、中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度創設を求めてください。紹介議員、私、向出健。付託委員会は総合常任委員会。付託の月日が2月27日です。

本委員会に付託されました請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書につきまして、審査の概要と結果を報告させていただきます。

本委員会は、去る6月21日、8月22日及び9月18日に委員会を開催し、審査を行いました。

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因の一つで、鬱病や認知症の危険因子になることが指摘され、世界保健機関においても中等難聴者からの補聴器の装用が推奨されているところですが、我が国では聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴に対してのみ補装具購入に要する費用の一部が支給される制度しかありません。本件は笠置町議会として中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度を創設するよう、笠置町に働きかけを求めるというものでした。

審査では、中等度の難聴の聞こえにくさがどういうものかの調査を行ったところ、軽度は25から39デシベルで小さな声が聞きづらい、中度は40から69デシベルで普通の会話が聞きづらいというレベルであることが分かりました。

また、京都府内における補助制度の状況について調査では、助成制度を設けているのは、京田辺市、京丹後市、精華町であり、京丹後市と精華町は令和5年4月から、京田辺市は今年の4月からされていました。

このうち精華町の予算を確認したところ、精華町は現在人口が3万6,000人ほどで、うち65歳以上が約9,000人、去年から事業をされていますが、昨年度の予算は30人分の予算で60万円計上されましたが、実績としては10人程度あったことが分かりました。

また、町長と保健福祉課長をお呼びし、現在町内での中等度以上の難聴者がどれぐらいいるのか、また笠置町ではどう考えているのかを伺ったところ、難聴者を把握することは難しく、町内にどれぐらいいるか分からない、補聴器の購入に関する助成制度の創設は現在考えていないとの答弁でした。

委員からは、請願の趣旨は分かるが障害は難聴だけではない。一つ認めると次々に同類案件が出てくる可能性があり、それらを個々に対処し切れないという意見や、一自治体が対応する問題ではない、町ではなく国に対して要望すべき問題ではないかという意見がありました。

採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） ただいま総合常任委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから、請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書の件を採決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立少数です。したがって、請願第1号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書の件は不採決とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、発委第3号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的制度の実施を求める意見書の件を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。向出総合常任委員長。

総合常任委員長（向出 健君） 発委第3号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的
制度の実施を求める意見書の件について、提出者から提案の理由を説明させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。令和
6年9月25日提出。提出者、総合常任委員長、向出健。

提案理由。難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質
を落とす大きな原因になります。最近では鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されて
います。現在は高度難聴者には補聴器の購入に要する費用の一部を障害者総合支援法により
支給されていますが、制度の対象とならない中等度以上難聴者においても生活の質を落とす
ことなく健やかに日常生活が送れるよう、公的資金補助制度の実施を求めます。

中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的制度の実施を求める意見書。

その内容を読み上げさせていただきます。

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大
きな要因となっている。最近では、難聴により会話等のコミュニケーションが減り、脳の萎
縮や認知機能の低下をもたらす、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。

現在、国では、障害者総合支援法に基づく補装具費支援制度により、補聴器の購入に要す
る費用の一部を支給しているが、制度の対象は聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象となる
高度難聴以上（両耳70デシベル以上、または片方の耳が90デシベル以上で、かつ他方の
耳が50デシベル以上）となっており、中等度（41デシベル以上60デシベル以下）以上
の難聴者は対象外となっている。しかし、国の世界保健機構（WHO）では、中等度難聴か
らの補聴器の装用が推奨されている。

今後、補聴器がさらに普及することにより、生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過
ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

よって、国におかれては、補装具費の支給制度の対象とならない中等度以上の難聴者の補
聴器購入に対して、公的補助制度を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣
様、内閣官房長官様。

京都府笠置町議会議長、西昭夫です。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第3号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的制度の実施を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第3号、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的制度の実施を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

ここで5分間の休憩を入れます。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時55分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第4、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告書に従い行ってください。通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。また、答弁は明確に行ってください。

4番、山本勝喜議員の発言を許します。

4番（山本勝喜君） 4番、山本勝喜です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

大きく3つです。教育について、小学校の施設等通学路について、ごみの問題についてです。

まず、1つ目の教育についてですが、町長にお聞きします。

所信表明で教育について話しておられ、小学校にも行っておられるそうですが、子供たちと触れ合い、実際の教育現場を確かめられ、町長は笠置小学校、子どもたちをどう感じられたか、町長の思いを聞かせてください。

これ以降の質問につきましては自席にて行いますので、よろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

町長就任以来、笠置小学校の登校の際や学童保育、ちびっこまつり等に伺いまして、子どもたちと接したり、また校長先生や見守りの方などから子どもたちに関することを伺ってまいりました。その中で、笠置の子どもたちはみんな笑顔で元気な子供たちだと感じております。時として子どもたちから私に対して話しかけてくるなど、そのような姿を見ておりますと、この子どもたちに笠置の未来を託していきたいと真剣に考えております。

所信表明の中でも述べましたが、やはり子どもたちには笠置でのたくさんの楽しい思い出を作ってもらい、子どもの頃の記憶は大人になっても絶対に忘れない、この記憶が自らが育った笠置町のためにいつか役立つときが来ると信じておりますので、これからも子どもたちと触れ合いながら子どもたちのために努力してまいりたいと決意したところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

町長の子どもたちに対する熱い思いは伝わりました。その中で続いて質問させていただきます。

まず、通学路についてですが、6 月議会でもお聞きしましたが、小学校体育館下の通路、階段に樹木が生い茂っている件について、夏休み等の長期期間中に伐採等が実施できるよう教育委員会等と調整していきたいと答弁されましたが、現状変わらずの状態です。どうなっているのか、現状等は把握されているのかお聞きします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問のありました小学校体育館下通路の樹木の伐採についてでございます。

御指摘のとおり、6 月の定例会におきまして、小学校の夏休み期間中の実施に向けて連合教育委員会と連携を取りながら早期に着手したい旨お答えをさせていただきましたが、当案件につきましては、当初より計画があったものの着手に時間を要したことも一つの要因であることは否めないところではありますが、私自身を含めまして担当が替わったということもあり、円滑に事業が実施できるよう、改めて現在現状を把握しているところでございます。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

これは通学路の問題だけではありませんよね。問題は、生い茂った樹木が階段を通り越えて隣の民家まで侵害している状態です。これは6月議会でもお話しさせていただきましたが、民法第717条の土地の工作物等の占有者及び所有者の責任にも抵触するのではないかと懸念しております。迷惑をかけている地権者に対しておわびを早急にいただき対応をするべきだと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

そういったことも含めまして、今改めて現状を把握しているということで御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） これも6月議会でも言いましたが、私も現場を確認したり、児童が通学する際に様子を見に行ったこともあります。雨の日なども通行の妨げになっており、児童の安全を考えると早急に実施されたいと考えますが、どう考えておられますか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

時期等については、明確に今お答えすることはできません。ただ議員も見に行っていることも承知しておりますし、たくさんの方から御心配をおかけしている案件であるという認識ではございます。何より児童の安全確保が最優先であるということは、関係する皆さんの共通の認識であると思っていますので、できる限り早い実施をできるよう引き続き進めてまいりたいと思います。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

また、樹木の問題だけでなく階段の一部も破損しております。同じように子供たちの安全を考えるとこのあたりについても早急な対応が必要と考えますが、町長も就任の挨拶で安心・安全とおっしゃっております。安全対策についてお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

階段の柵の一部破損などの整備についての御質問だと思います。

おっしゃっていただいた区間も含めまして、町内全域を通して通学路における危険箇所につきましては適切な対応が必要であると考えております。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

通学路の点検等はどのように実施されているのですか。その点検結果を受けてどういう対策を取られていますか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置小学校におきまして、PTAの各地域の地域委員の方が笠置小学校の先生、それぞれの地域担当の先生と一緒に通学路の点検をされて、それを小学校でまとめたものを教育委員会に報告されているというふうに聞いております。

また、その後、町や土木事務所等の関係機関で構成する通学路安全推進会議というのを教育委員会のほうで設置していただいているんですけれども、その点検結果を受けまして、また関係機関で該当箇所の点検を実施しておるところでございます。今年度につきましては10月に予定をしていると聞いております。

そういった点検や協議の中で、通学路安全対策プログラムというものに基づいた交通安全対策工事、また小修繕によりまして一つ一つの改善を図っていることとしております。加えて、より安全な通学方法につきまして検討するなど、随時教育委員会と連携を取って計画的に進めてまいりたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

今後も点検結果を各機関で共有していただき、子供たちの安全を最優先に考えてもらって早期に対策を取っていただくようお願いして、次の質問へ移らせてもらいたいと思います。

小学校の給食室で水道管の老朽化による水漏れと校舎で雨漏りが1件発生していると聞きましたが、現状のままでは子供たちの環境及び衛生面についても問題があります。管轄は相楽東部広域連合ですので、答えられる範囲で結構ですので現状を聞かせてください。自分も8月29日に学校訪問して漏水の現状を確認しております。まずは給食室の状況についてお願いします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

笠置小学校の雨漏りと水道管の老朽化による漏水についての御質問でございます。

議員よりおっしゃっていただきましたとおり、事業実施につきましては相楽東部広域連合教育委員会の管轄でございますので、現状について教育委員会へ聞き取りをしました内容についての御報告ということになります。

まず、水道管の老朽化における給食室における漏水でございますが、本件につきましては小学校の夏休み期間を利用しまして修繕工事を実施していただいたところでございます。ただ水道管全体が老朽化しておりまして、仮に今回の漏水箇所を修繕したとしましても、今後またいつ漏水が発生してもおかしくない状況であることが確認されたと報告をいただきました。

この状況を解決するためには、全ての漏水箇所を把握して修繕する必要があり、そのためには給食室全ての床を剥がすというのが最善ということではありましたが、議員もおっしゃいましたように子どもたちの衛生面、安全な給食の提供を最優先に考慮しまして、工事期間の短縮と費用抑制の観点からも、給水管を天井へはわす方法というのを代替案としまして協議させていただき、先般、連合の専決予算として計上されまして、工事についてはほぼ完了しているということを聞いております。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

給食室については分かりました。夏休みの期間中に修理をしていただくのが理想でしたけれども、事情は理解いたしました。今後も子どもたちの学校生活に影響がないよう、できる限り夏休み期間中に実施できるように計画的にスケジュールを組んでいただくよう、教育委員会と連携を図っていただくようお願いします。

続いて、雨漏りの状況についてお答えいただけますか。

8 月 29 日に、これも雨漏りの状況について自分も見てきました。午前中は雨が降ってまして雨漏りはしていなかったんです。午後にまたもう一度訪問したところ、たらいで雨漏りを受けていまして、たらいは 80 センチぐらいの大きさでしたか、そこに水がたまっていて、また先生にも状況をお聞きしましたがけれども、生徒たちが雨漏りに慣れていると、これはちょっと雨漏りなのでどうかなというふうに思いまして、これもまた早急に直していただきたいと思いますのでどういうふうに考えておられますか、お答えください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃいましたように児童が雨漏りに慣れていると、そういったところで雨漏りは今年度始まったことではございません。昨年度も確認をさせていただいているというふう
に報告は聞いております。

ただ今年度、雨漏りがひどくなりましたので、7月の連合議会におきまして調査費用の補正予算を計上させていただきました。夏休み期間を利用して実施していただいたところでございます。その調査結果といたしましては、ちょっと建設の専門用語を私詳しくないので説明がうまくできるか分からないんですけども、屋根の上から下に雨水等を吐かせるとゆのようなものが屋根の四方にありまして、その銅板が薄くなっておりまして、そこに複数の穴が確認できたというところを報告受けております。一番の要因はそこではないかなというところで、子どもたちの快適な学校生活を考えまして早急に実施したいというふうには思っております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本議員。

4番（山本勝喜君） 4番、山本です。

これ仮に皆さんにもお聞きしたいんですが、雨漏りがもし自分の家で起こった場合、ここまでほっとくとか、放置とかは多分自分の家だったらしないと思うんですよね。早急に多分実施されると思います。また、子どもたちの環境も、先ほど言いましたけれども、衛生面に問題があると思いますので早急に実施されるようによろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりでして、子どもたちの学校生活を最優先に考えまして、早期の予算化に向けて教育委員会と進めていきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本議員。

4番（山本勝喜君） 4番、山本です。

笠置小学校の児童は少ないですが、これからの笠置町を担ってくれる大切な子どもたちです。町長もおっしゃられたように、笠置町で育った環境や思い出が笠置町というふるさとに対するイメージをつくり上げていくと思っています。そのためにも通学路や学校環境の整備については早急に改善していただき、快適な学校生活が送れるようにお願いしたいと思

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃいましたように、町長も先ほど申しましたように、何度も申しますが子どもたちの快適な学校生活、送れるようにするのが務めだと思っておりますので、引き続き教育委員会と連携を図りながら早期の一日も早く対応できるように進めてまいりたいと思います。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

よろしくお願いします。

次のごみの問題について質問させていただきます。

高齢者のごみ出し問題は、当町のような高齢化が進んだ自治体においては深刻な問題です。可燃ごみ、不燃ごみもさることながら、重い缶や瓶類、粗大などの大型ごみは、高齢者には特に厳しい状況にあります。

令和 2 年に環境省が高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きを出されています。地方公共団体、福祉部局、包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、ボランティアなどで連携が取れる可能性があるとして示されています。笠置町において高齢者ごみ出し支援制度を導入されてはどうですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町におきましては、高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き記載の事業について一部実施をさせていただいております。現在実施しております笠置町のごみ出し支援につきましては、要介護認定者以外の人を利用できるサービスとして、ほのぼのサービスと訪問型サービス A 事業の 2 つがございます。

ほのぼのサービスおたがいさま事業につきましては、笠置町社会福祉協議会さんが中心となって行っておりまして、65 歳以上の独り暮らし高齢者世帯を対象にした笠置町住民同士の助け合いサービスで、その中の一つとしてごみ出し支援をさせていただいております。

また、笠置町訪問型サービス A 事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業として実施しており、これも笠置町社会福祉協議会に委託しております。対象者に対して自立した日常生活を営むための支援を行い、もって要介護状態等になることの予防を目的としております。

この事業につきましては、要介護、要支援認定を受けた方や基本チェックリスト等により事業の対象と判定された方に対して、笠置町高齢者日常生活支援員研修を受け、一定の技術や知識を修得した方等が家庭を訪問して、掃除や家事等を中心とした生活援助を行う事業でございます。事業内容は、安否確認を兼ねたごみ出し、調理、洗濯、掃除、日用品食材の買物等の生活援助がございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

今課長からいろいろ説明を受けましたが、いろいろあり過ぎてちょっと自分も整理できない状態なんです、例えば住民の方がこのことをどれだけ知っているのか、年1回の広報とかそういうのも定期的に知らせいただければありがたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在それぞれの事業につきましては、町のホームページや社会福祉協議会のホームページでの掲載となっておりますので、またその広報、周知については、工夫させていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 4 番、山本議員。

4 番（山本勝喜君） 4 番、山本です。

皆さんが分かるようによろしくお願いします。

それと、ごみの問題は自分が質問させてもらう時に、以前何人かの方もされているとお聞きしたんですが、多分これはなかなか難しい問題だと思っております。その中でやはり計画的にお立ていただいて、この先高齢者が老老介護といいますが、そういうふうにならないように、多分なると思うんですね。そのような時にまた大きな問題が発生すると思いますので、究極は戸別収集を望んでいますが、それは難しい問題だと思っております。

それと、また、住民の方からも集積場所までごみを運ぶのが今自分の車で運んでいると、この先免許を返納したらそこまで運べないと、笠置にはこれでは住めなくなるという声も伺っております。

町長、町政運営の所信の中で「住んでよかった、住み続けたい笠置」、笠置町の役に立ちたいとおっしゃっていましたが、一歩ずつ着実に進めていきたいとおっしゃっていましたが、それと、8つの柱の中に6つ目に「町民の皆さまの声を聴く」について、選挙の中で多くの町民の声を皆様とお話しする機会をいただきましたとおっしゃっていました。町の将

来が不安だ、自分のこれから老後が不安という声も聞いているとおっしゃっていました。まさにこれが今この時だと思っております。これから先ごみの問題は難しいと思いますが、善処をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今、山本議員から御指摘いただきました件でございますけれども、確かにごみのこと、私も以前からは考えておりまして、ただ、なかなかどういう仕組みですればいいのかなというふうに、これはかなり検討が要るなと思っております、生活ごみもありますけれども、例えば先ほど大型のごみなんかも含めて形態が違うということとか様々な検討が必要かなと思っております。

ただ、やはり私も以前別の内容でございますけれども、今できておっても、5年、10年後に今の状況が継続できるのかという視点を常に考えておりまして、ごみに限らず防災面もそうなんですけれども、そのあたりで考えていきたいなというふうに思っております。これについてはトータルになりますけれども、やはりいろんなことを考えていながら、これも一步一步これも皆さんの御意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。

それと、あと、先ほど皆さんの声をということもございまして、これについては今なかなか実施できている状況ではないんですけれども、皆さんの声を伺いながら、本当に住んで良かったということと、笠置の町で最期を迎えると言ってしまう言葉は適切ではないかもしれないですけれども、ずっと笠置の中で住んでいきたいという声も伺っておりますので、できる限り皆さんの声を伺いながら、聞く機会を設けながら取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本議員。

4番（山本勝喜君） 4番、山本です。

よろしくお願いします。

また、このごみ問題については定期的に質問させていただきます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで山本勝喜議員の一般質問を終わります。

次に、6番、田中良三議員の発言を許します。

6番（田中良三君） 前回もお伺いしましたが、防災について質問いたします。

まず、最近の台風10号についてお伺いします。

期間中の雨量について、どのくらいの雨量がありましたか。それによって災害はあったのか、それはどの程度でしたか。浸水深はどうでしたか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御承知のように8月22日に、日本の南マリアナ諸島で発生しました台風10号でございます。全く予想し難い進路と速度で当町のほうへも接近してまいりました。当町におきましては、最も当町に接近しました8月30日より災害警戒本部を立ち上げ、避難所の設置もさせていただいたところでございます。

長引く台風の影響で各地においては甚大な被害が発生したことというのは報道等で御存じかと思いますが、当町につきましては、災害警戒本部を立ち上げている間の雨量でございますが、ほぼ観測できない程度の雨量でありました。つきましては、災害については発生をしておりません。また、浸水深につきましても当町においてはなかったと認識をしております。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） この中でちょっと考えとかなあかんのは、浸水深については台風の時もうけ出たし、能登の地震の時もうけ浸水深が出ているはずです。笠置町もそれになった時の対応を考えてもらわな駄目だと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今お話にもありました能登半島の豪雨による被害ですけれども、記憶に新しいところでございます。当町におきましてもそういう被害がいつ出るかもわからないというところは、行政、住民の方共通の認識でいないといけないというふうに思っております。

それに先立ちまして行政の方としましては、早期の避難をしていただくいろいろな想定をしまして、前もって準備をしていくというところを念頭に置いて日頃から考えていかなければいけないかなというふうには思っております。先日も木津川の危険箇所の点検というのを木津川上流河川事務所の方とさせていただきました。当町においても上流の方の雨水の方が雨量が多くなりましたら、すぐに浸かってしまうという箇所がございます。早期にその対策を見極めて、どういう状況になるかというところを想定しながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

今年度の防災訓練は、昨年と同様、自主防災組織がある西部区と町との合同により１１月で実施されるように調整されているということですが、この訓練について、どういった規模で実施されるのか内容を教えてください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今年度も笠置町の西部区自主防災組織との共催によりまして、今年度は１１月３日に訓練を実施する予定であります。規模につきましては、昨年度と同等の内容としております。昨年度は、まず区の組長さんを対象とした訓練を実施していただきました。御存じのとおり組長さんにつきましては毎年交代されるということですので、今年度は新たに組長さんとなられた方を対象として実施をするというところでございます。

町としましては、なかなか大きい訓練から始めるといいますのは、関係機関との調整や準備、予算等を考えてすぐに取りかかるのは難しいと思っております。ですので、自主防さんの思いもありまして、できることから小さな訓練を積み重ねまして、それを毎年繰り返すことで区民の皆さんが災害時にすぐ行動できるように、まずは防災対策に対する意識づけというのをしていただきたいというふうにおっしゃっておられます。町としましても、そういった趣旨の下、今年度も一緒に実施をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） ６番、田中議員。

６番（田中良三君） 町長が６月の答弁で、西部区以外はまだ自主防災組織ができていないと回答されましたが、調整は未定だという答弁でしたが、自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成される防災組織です。高齢化も進む当町において自主防災組織を各地区で立ち上げるのは大変だと思います。地区での訓練というのであれば、自主防災組織がない地区は消防団と連携が行えないのでしょうか。

総務財政課長（森本貴代君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織といいますのは、議員もおっしゃいましたように地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織でありまして、必ずしも自治体ごとに立ち上げなければならないという組織ではございませんが、既に組織化されている自治会を単位としまして立ち上げていただくのが合理的であるというふうには考えているものの、各自治会によっていろいろな課題もありまして、地域での防災活動の重要性を認識しつつも、その立ち上げには大変苦慮されていることと重々承知をしております。

しかしながら、大規模な災害が起こったときには、同時に多数の火災や家屋の倒壊が発生

しますので、消防や警察行政などの公助だけでは限界がありまして、自分の身は自分で守る自助、また地域でお互いに協力しながら助け合う共助が必要となってきます。こうした災害時に素早く最適な行動を取り、被害を最小限に食い止めるためにも、いざという時のための平時から備えておくこと、個人、地域が防災・減災への意識を高めておくことが大事で、そういう意味でも防災訓練は重要な取り組みであるというふうに位置づけております。消火器の点検や消火訓練など、区と消防団との連携により実施可能な防災訓練もございます。自主防災組織がない地域におきましても、何らかの形で自主的な防災訓練が実施できますよう、行政においても様々な助言や進言ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 防災・減災を実現するためには、災害時を想定したシミュレーションを行い、いざというときに迅速な初動対応ができるように、一人一人が必要な手順を学ぶことが大切だと思います。一番大切なのは住民に防災意識を持ってもらい、その意識を継続していくことだと考えます。行政にそのきっかけをつくる手伝いをしてほしい。大きなことでなく、防災士のお話を段ボールベッドを組み立てるなど、AEDの取扱いを教えるなど、ちょっと意識を持つきっかけになります。手始めにこういった身近なことから始められてはいかがでしょうか。

総務財政課長（森本貴代君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、大規模災害に備えまして、住民一人一人が日頃から防災知識を持っていただくことは非常に大切なことでありまして、近年防災への関心が高まってきていると認識をしております。ただ、その高い関心が実際の行動に結びついているのかというところではありませんでして、防災対策の実効性ということについては大きな課題となっているようです。

先ほどの答弁と重複いたしますが、実際に災害が発生すると思うように体が動かないことから、日頃から繰り返し防災訓練を行うこと、また防災に対する知識を身につけることで、個人や地域の防災対応力というのを向上していくことが大切であるというふうに考えております。

そういった意味では、議員が今おっしゃっていただきましたように、AEDの取扱いですとか防災備品の扱い方など、身近なところから始めることが大いに意義がありまして、情報伝達訓練や給食給水訓練、またハザードマップを用いました図上訓練なども有効かと思っ

おります。

町としましても、皆さんの防災対策への関心とともにその実効性というのが高まりますように、啓発や助言はもちろん、防災訓練等を実施することにより、町民、地域、行政がそれぞれの立場に応じた対策を講じていけるように計画をしまいたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 防災士についてお聞きます。

8 月 8 日に日向灘を震源とする宮崎県南部で最大震度 6 弱の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」を出されました。臨時情報の制度ができた 2017 年以降、初の注意が出されたことにより、いつになく警戒心が広がり、地域、社会全体それぞれの部分で巨大地震から命を守る備えを点検、再確認せざるを得ない状態になりました。また、先日の台風 10 号では、約 1 週間もの間警戒を余儀なくされるなど、ちょうど今住民の防災意識が高まっている状態であります。

防災士の育成について、京都府の研修、消防団員、町職員に情報を提供したいとのことでしたが、笠置町は消極的ではないでしょうか。町として取り組んでいただきたいのですが、町が積極的に取り組まない理由は何ですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありました防災士の育成についてでございますが、防災士といいますのは、防災に対する十分な知識と一定の知識、技能を習得したと認められた者で、自助、共助、協働を原則としまして、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されている資格となっております。この資格を取得するためには、最低 12 項目以上の研修を履修した上で資格取得のための試験を受けていただくということや、その試験に合格した後、救急救命講習が修了して初めて防災士認証の登録申請ができるという流れとなっております。

防災意識が高まる昨今におきまして注目され始めている資格ではありますが、会場へ赴く集合研修であることや研修や登録などに費用がかかるため、なかなか登録者が増えないということもありまして、昨年度から京都府において養成研修を実施するという事で費用面においても助成いただけるということになりました。

そういったことから、まずは防災に関しての知識をある程度要する職員や消防団員の方に情報提供したいという答弁をさせていただいた次第でございます。言葉足らずであったかと

いうふうに思っております。また、この養成研修を実施するためには幾つかの条件もありまして、なかなか当町のような小規模の自治体で実施するというのは難しい状況でございます。

そうしたことから、まずは京都府で実施される防災士の要請研修について広く住民の方へ周知したいというふうには考えております。

議長（西 昭夫君） 6 番、田中議員。

6 番（田中良三君） 結局防災は、どう言うのかな、町全体の町民も含めて役場の職員も入れての防災やと思うんですよ。できるだけ意識を持てるようにいろんな注意喚起をしていただきたいと思います。これで終わります。

議長（西 昭夫君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

ここで休憩を入れます。

休 憩 午前 10 時 38 分

再 開 午前 10 時 50 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7 番、由本好史議員の発言を許します。

7 番（由本好史君） それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、循環バスの実証実験についてでございます。

笠置町は6月15日から2か月間、循環バスについて、町外からの客も乗車可能とする実証実験を行うと報道されております。この利用実態の調査結果はどのようになったのかお聞かせください。

あとの質問は自席で行いますのでよろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

循環バスにつきましては、これまで町内の住民の方のみ乗車いただける運行となっておりましたが、議員がおっしゃっていただきましたとおり、約2か月半の実証実験を行いました。

利用につきましては、キャンプ場の利用者がコンビニへ行けるための乗車、またお墓参りや実家への帰省といったもので、残念ながら利用につきましては運転手さんが把握した限り3名という結果に終わってしまいました。

住民の方からの御意見は特にございませんでしたし、利用者からの特に御意見はございませんでしたが、この3名という数にとどまっておりますので、今後どうするかの判断が難し

いと思っております。また、ルート等もございますので再度検討が必要かなと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

この実証実験なんですけれども、やることはいいかと思うんですけれども、どうしてこの時期にやられたのかというのを疑問視されると思うんですけれどもね。町外からのお客さんの乗車も可能ということであれば、お客さんがよく来られる桜の季節とか、キャンプはもう今、夏の時期はかなり少ないと思います。また、これから紅葉とかでしたらハイキングの客もおられる秋とか、そういったことの時期にどうしてされなかったのか。どうして今の時期にされたかのまた質問についてもお答え願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘いただいたとおりでありまして、時期が観光のシーズンでなかったことというのがありますし、またルートにつきましても、今年度は笠置山のルートがないということも人数の少なかった原因、一因になっているかと思っております。

今後につきましては、観光シーズンの利用の実験ということも必要かと思っておりますので、ルートにつきましては大体年度替わりのところで行っているということもございますので、この秋実施するかも含めまして、来年の新たな笠置山へのルートを再開させた中での期間の設定ということも検討していきたいと、まだ実施につきましては確定したものではございませんけれども、先ほど言いましたように今回の 2 か月半の実証実験の中では判断できるだけの人数というものではございませんでしたので、少し課内の方でも、また総務財政課の方とも協議しながら検討させていただきたいと、再度の実施を検討したいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

3 名の利用だったということですので、実証実験については何も参考になるものはないかと思うんですけれども、一応町外からのお客さんをターゲットにするということであれば、この循環バスは平日 2 台ということで土日祝日は 1 台というような体制ですので、そのあたり土日祝日も増やす必要があるんじゃないかということと、先ほどおっしゃいました笠置山

ルート、そういったあたりも今後の検討課題に入れていただいたらいいかと思うんですが、どのように考えておられるのか再度お答えください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたとおり、観光での町外利用というところは土日の方が利用が多いということもございますので、こちらも検討の中の一つといたしまして、次の再度の実験といいますか、運行形態の中に考えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それでは、次の質問に移ります。

笠置町の花火大会についてです。

花火大会については、今年町制 90 周年記念事業で、町の節目を町民と祝うために 11 月の開催を予定していると報道されておりますが、いつ、どのような形で開催されるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

実施時期につきましては、当初 11 月に開催を予定しております町制施行 90 周年記念式典の後の近い日で実施しようと検討していたところですが、近隣の事業と重なっていたり、ほかの事業との調整ができませんでして、今実際年明けに 1 月末か 2 月に予定しております鍋フェスタにおいて、エンディングで花火を打ち上げようかということで進めているところでございます。時期的に冬の花火となりまして、花火屋さんとの事業者さんとの相談というところでもございますが、できたらこのときにさせていただきたいと思っております。

6 月の補正予算におきまして花火大会のイベントの予算を計上させていただきましたが、経費も含んでの花火ということの予算となっておりますので、この鍋フェスタと併せまして、花火だけの規模にしましたら少し前回よりは小さくなると、縮小となりますけれども、90 周年という記念といたしまして打ち上げさせてもらいたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それでは、1月か2月の鍋フェスタのときに行うということなのですが、一つの目的として町の節目を住民と祝うためにというようなことが載っておりました。これはどのように考えたらいいのかお答え願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の節目を祝うというところでございますが、補正予算計上の際にはそのようなお話を説明させていただきました。90周年という節目でございますので、そこは変わっておりません。ただ鍋フェスタのイベントの後というところでこちらと併せての実施となりますので、町外の方からの期待もあるかと思っております。縮小とはなりますけれども、鍋フェスタにつきましても90周年記念事業と、花火につきましても90周年記念事業という冠の中で実施させていただきたいと考えておりますので、住民の方とも一緒に花火を見ていただけたらというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

6月の定例会では、笠置町の各種のイベントを四季彩祭実行委員会に委託をするとのこと35万円計上されましたが、四季彩祭実行委員会の会議を1回も開催されていませんでした。いつ四季彩祭実行委員会を開催され、どのような議論をされ、どのように決まったのか。また、9月定例会でこのイベント委託料を全額減額されております。この件についても併せてお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の四季彩祭実行委員会の委託につきましの御質問にお答えさせていただきます。

6月定例会の時点では、例年どおり、例年といいますか、鍋フェスタやもみじまつり等と同じを併せまして四季彩祭実行委員会に各種イベントを委託するというところでございましたが、定例会後、事務局の会議を開催いたしました。

その中で、由本議員がおっしゃられたとおり四季彩祭実行委員会として総会もされておらず、また決算のほうもまだ最終確定したところではないということ、また、今年は町制施行90周年の周年事業にも当たるということでございまして、事務局の中でも町を主体に実施するほうがいいのかという御意見もありました。

その中で、四季彩祭実行委員会、今組織として事務的なところができていない中でこちら

に委託するという事はやはり難しいと判断いたしましたので、町制施行90周年事業の実施委員会といたしまして、観光協会さん、それから商工会さんを事務局といたしまして実施するということで今進めているところでございます。

今年度の事業につきましては、先ほど言いましたように90周年記念事業として冠をつけてもみじまつりも実施するということで進めておりますので、この実施委員会の中で、実施委員会の代表といたしましては町長となることで進めておりますが、その中で事業を実施し、各種御協力いただくというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、今年のイベントにつきましてはそういった90周年の実施委員会の方で全部やられるということなんですかね。そういったところの必要経費というのは発生しないものなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、事務局への委託の経費といたしまして四季彩祭実行委員会に対して35万円計上させていただきましたが、町として商工観光課が主体となりまして実施していくと、商工会、観光協会、こちらの御協力をいただきながら実施委員会として進めていくということですので、イベント事業の予算の中で事務的な経費の方は賄っていきたいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それと、四季彩祭実行委員会というのはどうなっているんでしょうか、その点お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問の四季彩祭実行委員会ですけれども、4月のさくらまつりの後、総会というところには至っていないというふうに聞いております。事務局となっておりました、事務局をしていただいておりますまちづくり会社の方も、内部で事務的に進んでいないというところもあるようで、事務局長といえますか、その方が週に1回ぐらいこちらで詰めて仕事はされているようですけれども、今後総会なり決算の方の認定というところの事務も進めるというふうな話は伺っておりますが、いつにするかというところまではまだ町の方には回

答をいただいていないところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

この四季彩祭実行委員会の会長も町長が務められていたと思うんですけども、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

四季彩祭実行委員会ですけれども、町長というところでございますが、総会の中で交代というふうな手続がとられるというふうには聞いておりますが、まだそれもされていない状況ですので、実際に町長は替わっておりますが、会長はまだそのままだ状態というふうに前回にはなっていたと聞いております。本来でしたら、町長が替わった時点で会長の方も自動で更新されるというところですけども、それに当たっても今確実なお返事はいただいていないというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

各種イベントがスムーズにいきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

笠置町の職員が町の移住促進住宅整備事業の補助金申請を怠り、移住者に私費で179万円を立て替える不適切な事務処理したと町が発表されました。新聞報道によると、職員は2020年2月に申請された事務処理を放置し、12月に上司に報告しないまま自分の口座から振り込んだ。今年3月、京都行政監視行政相談センターから町に問合せがあり発覚したということで、町は今月中に移住者に179万円を払い直す。その後、本来は府が負担する89万円を町が職員に請求をされた。この件について町民の方々が心配をされていると思いますので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それと、担当者の役職とその当時の担当課長はどうか、その点についても説明願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問がありました職員の不適切な事務処理について説明させていただきます。

まず、この事案の概要についてでございますが、由本議員おっしゃっていただきましたとおり、新聞報道に出ておりました内容で、今年8月7日付で新聞社の方には公表をさせていただき、町のホームページでも公表したところでございます。

内容といたしましては、令和2年2月にA氏、当事者の方でございますけれども、A氏から申請があった移住促進住宅整備事業補助金というものがございまして、これは移住された方の住宅の整備であったり、家財道具の設置撤去というものに補助金を充当するというものでございます。今回のこの件は、この事案につきましては、住宅整備をされた者につきまして補助金を交付するというものでございますが、事業の完了が令和2年4月、これは年度が替わってしまったというところでございますが、他の業務に忙殺されておりました事務処理ができず放置しておいたというところでございます。それに対しまして、令和2年12月に職員が私費によりまして補助金の相当額をA氏の方に振り込んだというものでございます。

町が把握いたしましたのは、令和6年の3月末になって京都府の行政監視行政相談センターから、笠置町の方でこういう事案があるんですかという連絡がありまして、町の方が把握したというところでございます。

原因といたしましては、この移住に関しましては、相談対応から申請書の受理、また審査、決定、会計処理までを職員1人が担当しておりました負担がかかっていたこと、また課内でこういった事案に対しまして情報共有が図れていなかったこと、相談できる体制、状況ではなかったことなど、組織として脆弱であったことが大きな要因かと思っております。

A氏から提出されました書類につきましては、交付申請書、また実績報告書について適正なものでありましたので、改めまして8月16日に補助金の額を振込させていただいたというところでございます。

また、8月19日付で当該職員に対しましては、給料の10分の1、1か月分を減額するという懲戒処分、また本来、京都府から農村移住等活躍推進事業補助金といたしまして、京都府に対し補助金申請しておればこの事業に対して2分の1額である89万6,000円が町に交付されることになる予定でしたが、それができておりませんでしたので町に補填するよう本人には求めているところでございます。また、この9月議会におきまして町長の方の給料の減額というところも可決いただいたところですので、町長の方も対応、職員同様減額したところでございます。

今回の件に関しましては、住民の皆さんからの信用を損なったことにことに対しまして深くおわび申し上げます。町といたしましては、再発防止に向けまして業務分担の平準化、

1人の職員に負担がかからないような体制、また管理職による業務の把握、また課内での協力体制の強化など、職場体制の見直しをはじめといたしまして、公務員として基本となります法令や例規に沿った事務執行に取り組みたいと思っております。

当時の課といたしましては商工観光課ではございますが、すみません、ちょっと個人が特定されるのでこの場での報告は差し控えさせていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

担当者の役職、どういう役職だったのか、その当時の担当課長はおられたのか、そのあたりも説明できないという話なんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

新聞報道で出ている範囲でございますが、公表させていただいた範囲でいきますと、当時主査の職員となります。それから、当時の担当課の課長ですけれども、こちらにつきまして、令和元年当時担当していた職員の業務を本人が引き継いだということもございまして、当時の担当者、それから当時の担当課長もそうですが、既に退職をしております、今回の件につきましては当時の課長の方には確認はさせていただいておりますが、事案については把握していなかったということを確認しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

先ほど8月に補助金を交付したというような話をされたと思うんですけれども、これは以前監査委員さんにお会いしたときに、9月補正でこの分をするんだという話をお聞きしたことがあるんですけれども、そういったことは全くなかったんですけれども、そういう話は監査委員さんにはされていないんですかね。全く予算外でのこういう支出だと思っんですね。そういったことが今まで、全く予算化されていないのに事業化されたとかというようなこともあったんですけれども、その辺についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の予算の件でございます。

本年度、令和6年度にAさんの方から提出された書類で本年度交付決定をさせていただい

たということもあり、本年度の事業費の中で支出をさせていただいております。まだ交付件数というものが今回のこの1件が最初でございましたので、他にも移住の方でこの制度を利用される場合で予算の不足が出るようでしたら補正ということではございますが、今現在、現計予算の中で対応させていただいたというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、この件については監査委員さんに9月補正でしますよという話はしていないということではないんですかね。

それと、伊賀市で2件の国への交付金の申請漏れがありまして、総額で1,094万円の損失をかぶったということですが、市は、市の予算で負担され、職員の処分については、当時担当課長だった2所長は減給10分の1、1か月で、担当者は訓告や文書注意にとどまったと報道されております。

笠置町の場合、以前私の場合、担当者が交付金を紛失したということで、担当課長に紛失額の7割を担当者に3割を弁償させられました。その上、担当課長は減給処分を言い渡され、担当者は既に退職をしておりましたので減給処分はなかったわけです。今回の担当者の不適切な事務処理により、笠置町が89万円の損失をかぶったからということで、担当者に全額89万円を負担させるということです。もし担当課長がおられましたら、前例からすると担当課長が7割の62万3,000円、担当者は3割の26万7,000円を弁償するということになるわけです。今回の不適切な事務処理については、担当課長が既に退職をされているから担当者に全額89万円を負担させるということになるわけです。

自治体でこのような処分方法に多少の違いはあると思いますが、これほどの差はどうなんでしょう。伊賀市の件でもし笠置町で発生した場合、1,094万円を職員に弁償させるということになるわけです。伊賀市との処分の違いについて、町長はどのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御指摘、御質問でございますけれども、すみません、ちょっと私伊賀市の事例というのを把握しておりませんでしたので、そこと比較したというわけではないこと、今回の決定というのが比較したものではないということを前提にお話しさせていただきたいんですけれども、これはもっと早い段階で、当時関係者が皆さんいらっしゃる当時で考えると、今のような職員に1人という形では多分なかったのかなとい

うふうに、当時のことを想定するということになりますけれども、由本議員の御指摘のような判断になったかというのはちょっと置いていただきますけれども、何らかのそれぞれの責任の分担というのはあったと思います。

それは、以前にもお答えしましたが、やはり責任というのはあくまで町の責任でありますので、職員一個人の責任ではないと私も考えておりますので組織的な対応が必要であったかというふうに思っておりますので、その当時に振り返って、その当時にもし発覚していたとすれば、それぞれの責任者、責任の所在ということを明確にしていたと思います。私のその中でそれを踏まえた上で、今回、もう関係している人たちというのが皆さん退職している状況であるということも踏まえると、組織としてやはり責任を取らないといけないという思いもありましたので、私自身も含めて、返還の分は私関係していないですけれども、処分ということを意識、決定したところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

実際、こういった前例ができてしまっているわけですね。それからいいますと、伊賀市のような場合全額職員が負担するということになろうかと思うんです。そういったあたり、今後、こういった第三者委員会とかそういったあたりでちゃんと議論していただいて、処分の方をしていただきたかったなと思うんですけれどもね。今後、笠置町の職員を募集するにしても、こういった処分があるということになれば、笠置町はラスパイも低いですし、こういった処分もきついということで職員の応募する人も少なくなると思いますし、また管理職に就く人もいなくなるというようなことだと思うんですけれどもね。笠置町は顧問弁護士とかがおられますので、そういったあたり法律の面でどのような意見を得られたのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御質問でございますけれども、当町と契約しております顧問弁護士さんともちょっと御相談はさせていただきました。顧問弁護士さんも、その当時様々な件がございましたけれども、長年関わっていただいたということもございましたので、一つ、担当本人も含めての検討でもあったというのは事実ございまして、顧問弁護士からの意見ということも含めて判断したということが正直なところでございます。

それと、あと、前例ということには私はしたくないと思っております、やはりまずそういうことが発生しないということを最大限それをアピールしないといけないと思います。当

然、職員募集にも影響すると、これも御指摘のとおりでございます。別に損害を与えた分を全額弁償するというのが、だけで応募する人が減るというのではなく、やはり組織として成り立っていないなというのが、多分そちらのほうが大きく受験される方にとっては影響するかと思いますので、まずはやはり再発させないということで当然そちらの方をやっていく、その中で課長さん、所属の担当課がございますので、課長さんの役割はちょっと負担が大きくなるかもしれないですけども、しっかり職員の行動とか、問合せがあった内容なんかをチェックという意味ではなくてコミュニケーションを取りながら、もし漏れておればこれはどうなっていたんだと、この件は処理したかと、まだ決裁が回ってきていないよとかいう形の部分なんかでフォローしていくのが、私はそちらの方が先だと思っております。

ですので、これは本当に御指摘いただいたとおり前例という形になるかもしれませんがけれども、この前例を二度と繰り返させないように、そちらのほうにまず注力を注ぎたいなということを考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

こういったことがあってはいけないということは、重々皆さん分かっていると思うんですけども、でもこういうことは起こってしまったということになりますと、また再発防止、そういった職員の教育とかそのあたりの徹底をよろしくお願いしたいと思います。

次に、6 月定例会で弁護士費用が 4 9 万 5, 0 0 0 円計上されておりました。説明は着手金といった説明でありましたが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、経緯について御説明させていただきます。

令和 5 年 1 1 月 1 3 日に執行いたしました公共工事 2 件の指名競争入札で最低制限価格の設定の誤りがございましたので、本入札を無効とし、落札決定の取消しを行いました。

この件に関しまして、落札決定の取消しを行いました事業者様の代理人弁護士から、令和 6 年 4 月 1 日付で損害賠償金の支払いを求める通知書が届きましたので、当町も代理人を立てる必要があると判断いたしましたので顧問弁護士に代理人を依頼し、承諾していただき、着手金 4 9 万 5, 0 0 0 円を計上したものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

この着手金なんですけれども、今後どのようになるのかということと、それと、決算の審査意見書にもございますとおり、昨年度において建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りにより公共工事が進まなくなった事例が発生したと、これは住民への不利益に当たる由々しき事態であると指摘をされております。

町道根台 1 号線交通安全対策工事と塚本橋橋梁維持修繕工事がどのようになるのか、いつこの件について決着となるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） この着手金からの今後のというところについて、ちょっとお答えさせていただきますけれども、まだ訴訟等には至っておりませんが、まだ協議段階でございますので、現時点で方向性というのは、11月13日に施行した件についての決着というのはまだ見えておりません。ですので、今後のこの件についてはもしかすると訴訟の可能性もございますし、それに至らない可能性もございます。

そういった意味でいきますと、着手金というところがまだ代理人としての着手でございますので、今後最終的に何らかの合意を得られた際に初めて弁護士報酬というのが今度決まってくるかと思っておりますので、その際に改めて決定した段階で、また予算計上、補正予算なり、もしかしたらまた当初になるかもしれませんけれども、改めて予算計上させていただくことになるかと思っております。もし何らかの町がそれ以外に支払いが発生する際にも、併せてこれはあくまで補正対応、これも新たに別途予算を計上させていただいてのことになるかと考えております。

そのほかの工事に関する進捗につきましては、建設産業課長の方から御答弁させていただきます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

由本議員の御質問にお答えします。

塚本橋と根台 1 号線の工事につきましては、今年度実施する予定をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

今後、この件について損害賠償が発生すると思うんですね。その額は数百万円にも及ぶと

推測するわけですが、この件について誰が責任を取るのでしょうか。前町長の下で発生した事案ですが、前町長は退任され、その時の担当課長も退職をされております。担当者はどなたなんでしょうか。不適切な事務処理の件については、担当課長が既に退職されているから担当者が全額負担するということでした。今回の件は、笠置町が損失を被った額は数百万になると思われます。前例からいいますと、担当者が負担するということになるんでしょうか。前町長等の責任は問えないということなのか、どうされるのかお伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御質問と本来は関係するかと思いますけれども、この件につきまして、最終的に当町の方に損害があるのかどうかということまでも含めて、まだ答えというのが出ておりませんので明確なことはお答えはできないんですけれども、仮に当町の方に損害が発生することであるのであれば、これはまだ前町長とは協議をしていないんですけれども、そのあたりも含めて町に与えた損害という意味では、責任がどうだったかということも含めて検討はしていないといけない、それと調整はしていないといけないとは考えております。

ですので、今の段階ではまだちょっと確定したことはお答えはできませんけれども、様々な検討はしていないといけないと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

今後どれぐらいの損害賠償が発生するのかというあたりが不透明ではあるんですけれども、今回こういった不手際な事務をされなかったら、こういった弁護士費用も必要なかったというようなことだと思うんです。こういうことになりますと、全て住民が負担するというようなことで、かなり全く関係ない住民に負担を強いられるというようなことになるわけです。

私、今回の議案の第 3 2 号でも、適切な事務処理案で現町長の給料を減額するということについて反対してまいりました。今後裁判となりますとまた数年かかると思いますし、損害賠償が確定した場合、その時の町長が責任を取るということになるわけですね。そうなりますと、また町長の成り手すらなくなるとありますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の御質問でございますけれども、正直なところ、当時この件につきましても私に関与していない段階でのことであるということ、それと、過去

の今回のこの御質問の件についての経緯を見ていると、最終的には町長判断であったということも踏まえ、やはり一定町長の責任を問うということとは、というお話が出るというのは当然かと思えます。

ただ、そうですね、町長の成り手がいないというところにつきましては、本当にすごく悩ましいことであると思っておりますので、そのあたりについて私からコメントするというのは非常に難しいところではありますけれども、やはり今回の件につきましても正しく判断ができたのかどうかも、これはまだ係争中のものがございますので、その当時の判断というのが正しかったかどうかという結論が出ていないのでまだ軽々しくはお答えはできませんけれども、二度とこういうケースを起こさないという体制をつくらないといけない。本件でも町長の個人、そういう保険なんかもありますけれども、支払えるからいいというものではなくてやはり起こさないということ、それと、やはり町長とそれこそ担当者、もしもの時にはちゃんと弁護士とかともちゃんと協議を行った上で、最低限それは行わないといけないことだと思いますので情報共有ということ。そして、最後意思確認、町としての意思確認をしっかりとしていくということが私から言える回答かなと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

今回の件について判断が正しかったかどうかというあたりも、第三者委員会なり外部監査等で検証が必要だと思います。だから、組織の管理体制強化はもとより事務の適正化、職員の資質向上に取り組んでいただき、信頼回復に努めていただきますよう切に要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

森林環境譲与税は、森林整備を目的に国から自治体に分配され、笠置町は2019年度から2022年度までの譲与税総額は1,159万円で、そのうち61.1%、708万円が基金に積み立てられていると報道されております。令和5年度末の森林環境基金残高は761万2,459円となっております。荒廃した森林は土砂災害の原因にもなり、なぜ森林整備に十分活用されていないのか疑問視されております。自治体はなぜ貯めているのか、貯めたお金をいつ使うのか説明すべきだと言われております。詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から地方公共団体へ２０１９年度、令和元年度から交付されているもので、当町においても令和元年度から交付されています。

２０１９年度と２０２０年度は、森林経営管理業務作成準備のため、交付されました剰余金は基金として積み立てていました。２０２１年度、令和３年度は、基金の一部を取り崩しまして、町内全域を対象に民家に近い森林や土砂災害特別警戒区域及び警戒区域上部の上流側の森林等の調査をし、笠置町森林経営管理業務報告書を作成いたしました。２０２２年度、令和４年度以降からは、報告書に基づき災害の未然防止を主眼に置いた間伐事業を実施するために基金の一部を取り崩し、意向調査及び現地調査並びに測量を実施いたしました。２０２３年度、令和５年度におきましても基金の一部を取り崩し、間伐を実施いたしました。

基金残高がある理由といたしまして、現時点では森林経営管理法に基づく森林整備事業の間伐事業に備えた積立てとなっておりますが、今後は間伐事業のみならず、担い手を育成する人材育成や木材を利用した、木材の利用を通じて住民に森林整備への理解を広める普及啓発にも譲与税を活用できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） ７番、由本議員。

７番（由本好史君） ７番、由本です。

今測量したというような話をされましたが、どういった基準でどういった場所を測量されたのかお伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えします。

測量地域に関しましては北部区でございます。場所につきましては、民家に近い山林になっております。以上です。

議長（西 昭夫君） ７番、由本議員。

７番（由本好史君） ７番、由本です。

６月から始まった国税の森林環境税とは別に、京都府も２０１６年度から森林保全を目的とした豊かな森を育てる府民税を住民税に年間６００円を上乗せ、徴収されております。森林環境税と目的はほぼ一緒に税金の二重取りとの指摘があり、配分される市町村側からは、国の環境譲与税との使い分けに悩む声も出ているということですが、府の林業振興課長は、市町村には国の森林環境税とすみ分け、活用してもらわなければいけないと強調されております。笠置町ではどのようにすみ分けをされているのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えします。

今の件に関しましては、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

ちゃんとすみ分けをして、早急に活用するということが必要だと思うんですけども、今回の能登豪雨でもかなり災害が発生しているというような状況です。また、荒廃した森林は土砂災害の原因にもなりますので、この財源を早急に森林整備に活用していただきたいと思いますが、どうお考えなのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように早急に対応したいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

先ほど北部の方でされたということなんですけれども、笠置町ではこういった荒廃した森林というのはあちこちにあるかと思うんですよね。そのあたりもちゃんと見定めていただいて対策を早急にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後です。笠置町の涼やかスポットについて。

笠置町では熱中症対策として、公共施設を爽やかなスポットとして冷房の効いた公共施設を6月1日から今月の30日まで開放し、住民の皆さんに涼む場所を提供するという事で、産業振興会館、つむぎてらす、笠置会館を指定されましたが、各施設には涼む場所が整備されているのか、休憩スペースがあるのか、また給水も必要だと思います。また、空調設備がどうなっているのか、その成果についてどうだったのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

6月1日から、涼やかスポットとして公共施設を熱中症予防の場として開放させていただきました。各施設に確認したところ、現在までに涼やかスポットを目的に来られた方はおられなかったということですが、涼やかスポットを設置するという事で、こういった場所があるんだというようなことで安心につながったのではないかというふうに思っております。

それから、それぞれの施設でございますが、産業振興会館には図書室や休憩スポット、休憩する場所がございます。また、つむぎてらすにつきましては、入り口付近にも御利用いただける、座ったりいただける場所があるかと思います。笠置会館につきましては、そういった場所というところはございませんけれども、来ていただいた時に職員にお声がけしていただければ、空いている会議室場所等に通していただけるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

産業振興会館にしても図書室なり喫茶とかということがあるんですけども、なかなか涼む場所も提供されているのかというところは疑問に思うわけですね。また、やはり熱中症対策としてそういった水分補給というものも必要かと思うんです。

それと、つむぎてらすにはスペースがあるんですけども、空調がないというようなことも聞いています。そういったあたり、また来年度もこういった熱中症対策というのが必要だと思うんですけども、これからもそういったことで涼やかスポットを設置されるということになりますとそういった設備等の充実も必要だと思うんですが、その点はどうなんでしょう。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

給水等の設備ということですが、原則町としてはそういった来られた方に対して水とかの提供というところまでは考えておりません。来られる方におきまして水筒等で持ってきていただいて飲んでいただくということで想定をしております。この涼やかスポットにつきましても、平成30年、それから令和元年度にも設置させていただいて、コロナ禍を経て今回設置させていただいたということもありますので、今まで今年やってきたことを踏まえてまた来年度以降にも生かしていきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

そしたら、水筒等を持参してくださいということは啓発をされているということなんでしょうかね。そういったことでして、また熱中症対策について、やはり施設を充実していただくとか、また受入れ体制についても充実していただくように取組をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで由本議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

休 憩 午前 1 1 時 4 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1 番、向出議員の発言を許します。

1 番（向出 健君） 1 番、向出健です。

一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく 6 つの事項について質問をさせていただきます。

1 つは、子育て世代への政策や対応について。

2 つは、高齢者の生活支援、政策について。

3 つは、災害対策、特に要配慮者への対応について。

4 つが、町道の修復について。

5 つが、有害鳥獣の今後の対策について。

6 つが、笠置駅の階段対策などバリアフリー化についてです。

まず、1 つ目の子育て世代への政策や対応について質問をさせていただきます。

この間も度々一般質問をさせていただいていますけれども、保育料無償化、もし実施されるとすればその財政負担額はどのぐらいになるのでしょうか。昨年度や令和 4 年度、また 1 人当たりどのぐらいかかるか負担額をお答えいただきたいと思います。

残りの質問については自席から行います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育料につきましては、対象世帯の所得状況により保育料の金額が変わるため、保育料無償化をするための財政負担額は一概には算出できませんが、参考でいいますと令和 5 年度の決算における保育料は 1 0 万 8, 0 0 0 円、令和 4 年度決算における保育料は 5 3 万 6, 4 0 0 円、令和 3 年度の決算における保育料は 1 5 万 9, 4 8 0 円で行いました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

もう一つ、高校生の通学費の無償化、これをもし実施するとしましたら財政負担額はどれ

ぐらいになるのか。以前も少しお示しいただいていると思いますけれども、負担額についてお聞きします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼します。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

通学費の無償化を実施した場合の財政負担なんですけれども、今高校生につきましては在籍している学校や通学手段について把握ができませんので、令和6年9月におきまして、高校に在学している年齢の人数が京都府の山城通学圏の学校に通学されたと仮定して計算をさせていただきました。もちろん私立の学校であったり、就労されている方もあるかもしれませんが、御了承ください。

高校に在学されていると思われる年齢の方は現在9名いらっしゃいます。この方が山城南通学圏内の高校に通学した場合、6か月の定期代の平均が約3万7,000円程度になります。これを全額負担の場合は6.6万程度となります。2分の1負担の場合は3.3万程度、仮に笠置から木津までの負担をするという場合でしたら、全額になりますと5.2万円、加茂までとなりますと3.5万円程度というところの試算をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

大きなくくりになりますけれども、子育て支援策の意義ですね、どのようにお考えなのか、意義についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問いただきました子育て支援策の意義につきましては、やはり家庭が安心して出産や育児を行える環境を整えることにあるのではないかと考えます。これには経済的支援や健康面でのサポートが含まれ、例えば児童手当の給付や健康診断などの実施などがあります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

特に子育ての費用というのは、家計の中で全体を占める割合というのはかなり大きいものがあると思います。そういう問題意識を持っていただきたいと思います。そうした問題意識はお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、子育てに関しましてはいろいろな費用がかかることは承知しております。笠置町におきましても18歳未満の方への医療費の無償化、また出産時や小中学校入学時等の給付金を支給したり、また笠置保育所の副食費並びに小学校、中学校における給食費の無償化など、様々な独自の事業等も実施しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今答弁にありましたように様々な支援策も行っているということでした。それから、山本町長の下で新しく高校生といいますか、中学校の卒業時点、高校生のタブレット購入を想定して3万円プラスの給付をするということで、新たに財政もつけまして実施され、既に給付をされております。

そういう中で、保育料無償化や高校生通学費も額も僅かであって、さらに子育て支援という効果はかなり期待できるのではないかと思います、なかなか実施というお考えが示されることはないんですが、額も少ない中ですのでぜひ子育て支援策として実施をいただきたいと思いますんですが、どうお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

引き続いて子育て支援策については、どのようなことができるのかということを全体的に考えながら判断していきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 向出議員の高校生の通学費の無償化の方のお答えをさせていただきます。

向出議員からは通学費の無償化につきましては以前から御質問していただいておりますが、現在のところ、まだ取り組むということには至っておりません。先ほど向出議員からもありましたように笠置未来っ子応援交付金につきましては増額をさせていただきまして、これも保護者の負担の軽減につながればというところがございます。高校生ということもありまして、京都府では非課税世帯など所得制限はあるにしても、高校生に対して通学費の補助制度がございますので、まずは京都府の範疇でもありますのでその拡大について要望をしていきたいというふうに思っております。

子育て施策という側面もございますし、利用促進というところもございますので、そういったところの両面からも検討は進めていく必要はあるかとは思いますが、現在のところ無償化というところには至っておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

京都府の支援策はありますけれども、一定額を超えたところのさらに超えた分の半額のための補助という形になっていまして、大変弱い状況があります。

それで、こうした問題は、もちろん山本町長も府会議員時代には取り上げて問題意識があるということで度々お聞きさせていただいております。しかし、なかなかいい回答が得られないということで、進んでいないということも言われておられました。そんな中で、やっぱり身近な自治体が思い切って実施していくということがまず必要なんじゃないかと、一方でもちろん京都府にも補助を求めていく、拡大を求めていくということは、あってもいいと思います。そうしていれば、財政の負担がまた後で返ってくるという形にもなると思うんですけれども、それまでにかなりの年月がたつ可能性もある中では、自治体として身近なところですぐに判断をされて子育て応援するということが大事ではないかと思います。

先ほど保育料についてはいろいろ所得もあつてということで、令和4年度、一番高い時で53万6,400円ということで言われておりました。それで、山城通学圏、高校生の通学費でいきますと仮定した場合ということですが、66万と、これは一番高いところで足したとしても120万ほどの金額になっております。

それで、令和5年度の歳出の不用額を見ますと3,252万5,626円不用だということが出ています。もちろん年度によってばらつきはありますし、この中には全てが単純に要らなかったと言えるものでないものも含まれる場合等々もあると思うんですけれども、ただ、これだけの不用額がある中での高く見ても120万円ほどであれば十分踏み切れるんじゃないかと。

以前18歳の医療費無償化の時は、求めて実施していただいたんですが、それまではずっとかなり高額なことがあつて、さらにペナルティーもあるので実施できないという中で実施していただいた経緯もあります。一方で家計負担にとっては大変助かる制度でもありますので、ぜひ検討いただいて実施に踏み切っていくと、早ければ早いほどやはり家計負担、支援という意味になりますから、もう一度答弁、財政的にはもう十分できると思うんですね。そのあたりについて財政的にはもうほとんど負担がないんじゃないかと思いますから、その点

も含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

先ほど保健福祉課長からもございましたけれども、意義ということで考えますと、特に経済的な負担という意味では、子育てされている方の世帯の子育てにかかる費用というのは相当かかるとは認識しておりますし、経済的負担を軽減するという意味では非常に意義があるとは考えております。

ただ、やはりそれ以外にもしっかりと狙いというものを持たないといけないと思っております。ですので、例えば一例でいきますと、確かに明石市のように子育て施策を充実することによって人口が増加しているというそういう事例もございますけれども、やはり笠置町の現状の置かれていることを考えますと、特に子育て世帯の今移住もそうですし、また、今後ここで出産いただくということも考えていくということを考えた場合に、もう少し大きな視点も必要なのかなというふうに思っております。その中でやはり総合的に考えていきたいなと思っておりますので、今具体的に御提案いただいた内容も含めて検討はしてまいりますので、していきたいと思っておりますけれども、総合的に判断をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

費用面も示させていただきましたし、十分財政的にもできるという判断をしておりますので、本当に早急に実施を検討いただいてしていただきたいと思いますと思っております。

もう一つ、笠置小学校のプールの改修の問題についてです。

こちらは P T A 会長の方からも要望が出されておまして、町長宛てのふうにもなっております。相楽東部広域連合の立場では、今は南山城村でプールを利用させてもらっていて、連携も含めてそういう意味があるのでそちらで取りあえずやると、修理については考えていきたいとはいえますけれども、すぐ修理するという立場ではありませんでした。

南山城村との連携といいますけれども、実際には単独で使っているというふうにお聞きしていますので、そういう意味でも実際にはあまり意義がないのではないかと思いますけれども、やはり移動時間も含めまして子供たちの負担にもなりますし、授業時間もその分延びる分もあると思うんです。それから、実際壊れているものは直すというのが原則だと思うんですが、このプールの改修について、町としては学校の教育の環境を整備する、そういう立場

からはやはり必要だと思うんですが、そのあたりどのようにお考えかお答えをいただきたい
と思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員のプールについての御質問にお答えさせていただきます。

笠置小学校のプールの改修の件につきましては、7月に開催されました相楽東部広域連合
の議会でも教育長の方から答弁いただいておりますが、町としての考え方も加味いたしまし
てお答えさせていただきます。

笠置小学校のプールは建築後50年近く経過しておりまして、修繕を重ねて維持してきま
したが、令和5年度の予算編成に当たりまして今後の対応を協議したところでございます。

更新する場合につきましては、機器だけではなくプール側面の塗装もそうですけれども、
立地的なこともありまして獣害対策、また、校舎から渡り廊下を使ってプールに移動する
というその部分の安全の確保、また、近年は熱中症対策のため屋根の設置なども必要、推奨
されておりました、そういうところも必要となってきたところでございます。

改修費用と、また改修に係る借入金、これに対する後年度負担、それからスイミングスク
ール利用によるメリットやデメリット、今、南山城村小学校を利用させていただいておりま
すが、この小小連携による他校のプールの利用等をいろいろ協議させていただいた中で、交
流学習の中で南山城村小学校のプールを利用するということとなりましたので、町といたし
ましては、それら移動に係る必要な予算は確保させていただいているところです。

本年度、笠置小学校のPTAの方から、連合教育委員会だけでなく町長、また町議会議長
宛てにも修繕の要望をいただきましたが、先ほど述べましたような内容から、PTA会長様
に町長、議長から説明させていただきまして御理解いただけたものと思っております。

年間の授業時間数につきましては、指導要領の中では大体10時間程度ということでもあ
りますので、費用対効果というだけではございませんが、財政的な負担も考え、今後も協議
は必要とはなりますけれども、現状の維持というところでいけたらなというふうに考えてお
ります。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

少なくとも今、村があるけれども、ずっとほっとくと村がもし壊れたら、まだ和東がある
みたいなことはあるんでしょうけれども、これは直しておいてプールをしっかりと確保してお

くということは、災害時の利用も含めましてやっぱり考えておかないといけないと思うんです。それをずるずると先延ばしにしてしまうと、いざという時にいろいろ問題が生じるのではないかというふうに思います。やはり小学校にプールがあるわけですから、町としては財政負担をしっかりとしますということを方針として持たないと、結局また例えば連合がやるというふうになったとしても、こっちが行財政的にちょっと難しいとかいろいろ起きたときに、また遅れたりすることもあると思います。

この点については、時間もありますのでちょっともう要望ということで求めたいと思いますが、お願いいたします。

2つ目の問題について質問いたします。

高齢者の生活支援、政策についてです。

町長自身も、高齢者も多い町ということでいろいろな課題があるという認識のお話をお聞かせいただいていますけれども、大きな枠ですけれども、高齢者の生活支援、対策として、今何か具体的なものであったりとか方向性についてお考えがあればお聞きいたします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的な方向性というところではございませんが、現在笠置町で生活されている方が5年後、10年後、引き続き生活できるのかということを考えますと、どういうことが課題なのか、また町としてどのようなことができるのかということを引き続き検討していきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

就任されてから今で9月ですから約5か月ほど、4月も入れればもう少しですけれども、たった中で、やっぱりある程度課題は整理されてきていないとちょっと対応としては遅いのではないかなというふうに思います。当然、問題意識としては、先ほどありましたように草刈りの問題とか通院の問題であるとか、あとは介護サービスの問題であるとか、様々な課題がある程度課題としては既に把握されていると思うんです。質問させていただいて通告もさせていただいていますから、やっぱりそういう課題を整理されて、少なくともこういう課題があってこのことについては検討が要するところまではいかないと、今みたいに抽象的な話でいくとなかなか進んでいかないというふうに思います。

そんな中で、買物、通院のための公共交通の充実、特にオンデマンドタクシーの導入につ

いて質問させていただきます。

以前、町長からは、最大３年ほどを目途にしてオンデマンドタクシーの導入を考えたいということもお聞きしたことがありますが、今現在かなり困っている方も多々おられることを耳にしております。やっぱりかなり急ぐ問題ではあると思います。オンデマンドタクシーだけが唯一の解決策ということではありませんけれども、通院、買物、この対策は本当に早く対策しないとイケないと思います。３年と言わずに本当に早い段階の導入ということで求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼いたします。

公共交通の充実、対策についてでございますが、具体的な充実策については現在のところ固まっております。

笠置町内の公共交通は、ＪＲ関西本線を基軸といたしまして、広域バスと町内循環バスがございます。町内循環バスを利用していただいている方からは満足度は高いとされる一方で、利用されていない方からは、自宅からバス停までの移動が困難であるというような声も伺っております。その点におきましては、町長の所信表明にもございましたデマンド交通、自宅前から目的地へ向けての移動ができる公共交通の導入が求められているものと感じております。

しかしながら、町内循環バスの利用傾向を見てみますと、朝の第１便は保育園児や小学生の乗車専用運行として、午後も帰宅時に利用されている、いわゆるスクールバスとしての役目も担っております。高齢者だけではない重要な交通政策となっております。

また、広域バスにつきましては、ＪＲ笠置駅、いこいの館での乗り降りの利用が多く、また地域から直接ＪＲ加茂駅まで移動される方や、そしてまた南山城村に向けて移動される方もございます。

こうした現状などを踏まえまして、引き続き笠置町にとって最適な公共交通の在り方を協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） １番、向出議員。

１番（向出 健君） １番、向出です。

まだ検討中ということですが、問題意識として今現に困っている方がいらっしゃる。お聞きししている中でも実際ありました。通院のために行っていますと、ただ子供に毎回依頼するわけにもいかないのでということで、バスも使って駅まで行って利用されている方や、

通院のために直接行くけれども、なかなかもう高齢で休憩しもって行っていると、大変だと、本当にしんどいという声もいただいています。

そういう現状がありますので、そういう問題意識を持って取り組んでいただきたいと思うんです。その点について、やっぱり意気込みといいますか、オンデマンドタクシーの導入ということは方向性と示されていますので、ぜひそのことについては答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問等の中にもがございましたけれども、課題というものの、それは一定把握はしておりますけれども、それを実施するためのまた新たな課題というものも出てきておりますので、では、今度実施するにはどのような課題があるかという点なんかも今調査している段階ではございます。

そして、今のオンデマンド交通についても、現状として私、方針の中でオンデマンド交通というのを持っておりますけれども、やはり現状の中で生かしていかないといけないところもあるというところでは、何が笠置の皆様にとりまして一番ベストなのかということを追求するということも必要だと考えておりますので、ですから、今の課題というか、今お困りになっておられるというのは正直にそれは承知したところの上で、今実施する方法について考えているというところでございますので、そのあたりでいきますと、まだ最適な公共交通の在り方を協議しているというのが今の正直なところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

オンデマンドタクシーだけではないんですけれども、課題について早急に対応いただくように求めたいと思います。

それから、先ほどごみ出しの問題でも他の議員の方からも質問がありましたけれども、実際にそんなに多数聞いたとは言いませんけれども、何人かの方からはごみ出しで大変でなかなか支援もいただけないという方もおられるようなんです。

その中で、先ほど言ったサービス等が利用されていない、実際そういう方がおられるというふうに想定されるんですけれども、そうしたごみ出しの困難者の状況把握、ニーズ把握ということについては、何か取組を特別にされているのか、あくまで申出があるという中でやってきているのか。先ほど2つ目のサービスは要支援ということでもありますけれども、その

あたりについて質問させていただきます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

先の議員の御質問の中でもお答えはしておりましたけれども、課題というものというのは様々なところで、直接目にするものもありますし、御指摘いただくものもある。その中で、やはり課題というのは確かに認識はできるんですけれども、いざどうやったらそれをじゃ、実現できるのかというところでいくと、かなり課題が大きいなというふうに、このごみの件についても感じております。

例えば本当にごみの収集というのを全戸に回ってもいいのかというのがありますけれども、それだったら例えば経費の負担が大きくなる。そして、今でしたら連合の方でやっておりますので、なかなかその契約関係をクリアできないというのもそういう状況があるとか。じゃ、それであれば他の方法を考えるとなった場合にということをどんどんそういう形で検討はしているところではありますので、明らかに問題意識という部分での課題というのは認識をしておりますけれども、なかなかいざじゃ、実際どの方法でやればベストなのかというところがなかなか難しいと。例えばベターでもやろうと思うものがあるのであれば、それはもうやりたいなと思いますけれども、やはりこちらは議会もございますし、地域の方にも説明もしていかないといけない。であれば、一定ある程度のしっかりとした案も出さないといけないとも思っておりますので、そのあたりがまだ、まだそのあたりの課題解決に当たっているというのが今の現状でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

すみません、質問の意図としては、現在あるサービスを利用できる条件にあるかもしれない方が漏れる可能性はないのか、その状況とかの問題と、今町長が言われたのは、今後さらにサービスの対象じゃないけれども、もっと困難であるから支援が必要というところの課題対策だというふうに思うんですが、質問の意図とちょっとずれているところもあるとは思いますが、そういう制度を本来利用できる既存の制度は少なくともあるわけで、本来利用できる方は少なくともちゃんと利用できるよという部分、対策はどうかという部分でお聞きしたつもりです。その点はきっちりやっていただきたい。広報とか様々な場面で声かけであったりとか、こんな制度がありますが利用はどうですかとお知らせしていくということにはなっていくと思うのでね。

だから、それはきちっと問題意識を分けて考えていただきたい面はあると思うんです。要するに既存の制度をちゃんと利用してもらうという部分と、漏れている部分、まだ不十分な部分をどうしていくかという問題だというふうに思います。その点について、もう求めるということだけにさせていただきますけれども、お願いをしたいと思います。

それから、もう一つです。

草刈りなんかもそうですけれども、社協さんの方とかでいろいろやっていただいている、様々な福祉サービスをやっていただいているんですけれども、担い手不足の問題といいますか、実際お聞きしている声でそういうのがあったんですけれども、草刈りを例年頼んでいたけれども、どうもやっていただく方がなかなか対応できないということで、ちょっとすぐ対応いただけなかったという声もお聞きいたしました。

そんな中でシルバー人材センター、どういう形にするかはいろいろあると思うんですけれども、きちっとそういう仕組みをつくって雇用の確保ですね、一定の仕事量の確保も必要だと思うんですが、それと実際にやっていただく方の確保も含めて、そういう枠組みをしっかり作って考えていかないといけないんじゃないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターにつきましては、日本における高齢者の就業を支援する組織でございます。これらのセンターについては、高齢者が持つ経験やスキルを生かし、臨時的または短期的な軽作業を提供することで、彼らの生活の質を向上させることを目的としております。

現在笠置町にはシルバー人材センターはございませんが、相楽東部未来づくりセンターにおいて広域で取り組めないかというところで検討を進めていただいております。当町といたしましても、連携協力しながら少しでも前に進めていければなというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

大分前にも一度そういうことを質問させていただいたんですが、なかなか実際は設立が進んでいないという状況があります。

先ほども言いましたように高齢者の生活支援だけではないんですが、様々な福祉サービスの提供ということで、社協さんもいろいろお力いただいていると思うんですけれども、なかなかそれだけでは対応できない部分も含めて、やっぱりそういう枠組みをつくっていく

必要が本当にあるんじゃないかというふうに思っております。担い手の問題もありますから、笠置町だけじゃなくて広域でやるという考え方やいろんな仕組みを考えるということはあると思うんですけども、なかなか進んでいないのが現状なので、これは問題意識を持って取り組んでいただきたいと思うんですが、町長としてはどういうふうにお考えか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の質問、シルバー人材センターに関する御質問でございますけれども、もともとシルバー人材センターの趣旨ですよね。そのことに関しましても含めてやはり必要なものであるとは考えております。その中で課題というところは、これも実際課題ばかりなんですけれども、課題というところでいきますと、例えば組織上の財政をどうしていくか。もちろんシルバー人材センターを設立した以上は、するとなった以上は、その中で組織運営をしっかりといただかないといけない。これは収支の関係ですよね。ということも考えていくと、例えば笠置町とかの規模では補助とかというのは得られないというようなことも伺っております。

そのこともありますので、ですから、これも本当に全てのことになるんですけれども、じゃどうやっていけば実現できるかというふうな認識を考えるということでやっておりますので、必要性ということにつきましては認識はしております。ですので、それをどう進めていくかというのが私たちの今考えるべきところの段階かなと思っておりますので、認識の方はしっかりしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

そうしましたら、2 つ質問を一緒にさせていただくんですが、1 つは、今言ったようなシルバー人材センターとかそういった枠組みは要るんですけれども、既存の枠組みとして社協さんがあっているいろんなサービスをされております。まだまだ手の届いていないサービス、高齢者の方もおられますので、ここの支援強化ということも考えていかないといけないんじゃないかと思っております。

それから、もう一つは、デイサービスセンターなどの話なんですけれども、なかなか運営が困難な状況もあるように少しお聞きしている面もあります。1 つの医院だけで全てを賄っていく、なかなか難しい面もあって、やっぱり町の協力が必要になってくるのではないかとこのように思います。

この間、介護サービスも解約も続いて、一部サービスが削られたりとかそういうことも起きたりもしている中で、しかし一方で高齢者も多いので、そういう面についてもさらに強化が要ると思うんですね。そのあたりの支援強化については、どうお考えか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉協議会の方ですけれども、これまでも公共性の高い事業を行っていただいております社会福祉協議会につきましては、運営するための必要不可欠な経費や地域福祉推進事業等に補助をさせていただいております。

また、補助、支援の強化についてですが、具体的な補助、支援について何か決まっているものではございませんが、笠置町の福祉施策について今後も社会福祉協議会と連携を図っていきたいというふうに考えております。

次に、デイサービスセンターや介護サービスの充実というところでございますが、第9期の介護保険事業計画の基本目標であります「安心して介護サービスを使えるまちに」という目標がございます。それらの目標を着実に進めていけたらなというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

デイサービスの問題について、絞って1点だけ質問させていただきます。

以前なかなか運営が難しいということで、水道光熱費については免除するなどの協力はしているというふうにお聞きしていました。ところが一方で、援助するためには明確な基準が要るのではないかということも言われておりました。そういうあたりでやっぱり明確な基準を決めた上で、本当に体制維持といいますかサービス維持のために必要な支援は要ると思うんですけれども、その点は答弁になかったと思いますのでお願いをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

定例の監査の時にそういった宿題をいただいております。現在、そういった宿題に対応するためいろいろと検討をさせていただいているというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

それでは、3番目の災害対策、特に要配慮者への対応について質問をさせていただきます。

要配慮者ですね、特に配慮が必要な方のリストということで作成をされておりまして、各区長さん等には配付されているというふうにお聞きしております。それ以外にも民生委員、消防団、それぞれの組織があるんですけれども、それらの組織との共有ということはどういうふうになっているのか。

それから、具体的に災害時においてこの要配慮者をどう扱っていいのか。例えばそれぞれの役員にも渡してしまっていていいのかとか、具体的な名前を出して指示をしてもいいのかとか、具体的などころの対応というのが要と思うんですけれども、そのあたりはどのようにされているのか質問させていただきます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

要配慮者名簿につきましては、議員おっしゃいました各区長さんであつたり民生児童委員、木津警察署の笠置駐在所、また社会福祉協議会、消防団、笠置町の地域包括支援センター、また総務財政課と共有しております。共有内容については、要支援者の方のお名前、生年月日、住所、避難支援等に必要とする事由でございます。

具体的な場合においてのということなんですけれども、こちらの方からは現時点では、こういう場合はどういうふうに使っていいというようなところまではいけていないというのが現状でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

具体的な取扱いについて、きちっと協議をして決めていかないといけないと思います。そうしなければ災害時、これは本当にわざわざ問合せしないといけなくなってしまって大変手間取ることになってくると思います。

それとともに、具体的な避難誘導の在り方ですね。どういう方法で誰がどうしていくのかということも含めて考えていかないとと思うんですが、避難訓練等も全体で一気に実施するのは難しいと答弁がありましたけれども、こういう課題も含めてどうやって実際するのかという避難訓練、もしくは協議をきちっとしていく必要があると思いますが、その点はどうされるのか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

現在、避難行動要支援者の方の個別避難計画の作成を進めております。個別避難計画とい
いますのは、避難行動要支援者お一人お一人の状況に合わせた避難時の配慮事項や避難先、
必要な支援等を記したものでございます。現在はまだ1件のみの作成となっておりますけれ
ども、そういったことを進めていければなというふうに考えております。その中で、また避
難のそういった訓練等もできればなというふうには考えております。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

4 つ目の町道の修復について質問させていただきます。

草田切から町道平田線につながっていく細い道があるんですけども、ずっと通行止めにな
っているというふうにお聞きしています。これはいつから通行止めになっているのか、ま
ずその点をお聞きします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えいたします。

通行止めを開始したのは令和6年3月でございます。議員がおっしゃいますように西奥地
域の草田切から中村地域の佐田にかけての町道笠置広岡線におきまして、路肩が欠損してい
る箇所が2か所並びに水路の欠損による路面に水が流れ出している箇所が1か所あるため、
現在通行止めとさせていただいております。利用者の方には大変御迷惑、御不便をおかけし
ております。

このうち水路の欠損箇所につきましては、早急に対応いたします。路肩が欠損している箇
所の復旧工事につきましては、大規模工事となるため、慎重に現場調査及び測量設計等を実
施いたしまして復旧工事に取りかかるように努めてまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ここは通行止めになる前から実際はちょっと崩れたりしていて、なかなか通りづらい状況
がありました。そんな中で、どんな方も通れるようにしていく必要がある。特に町道ですか
ら、やっぱり通行止めで使えなくなっているという状況はできる限り早く解消しないといけ
ないというふうに思います。

その点でこれはどうされるのか、以前も要望させていただいて直すようにということは言
わせていただいたんですが、予算の関係からなかなか実行ということにはならなかったんで

すけれども、いつまでも町道の効用が失われている状態を放棄するのはやっぱりおかしいのではないかという点もありますので、目途というか、どれぐらいまでにはとか、そういうことはあるのかないのか、答弁をいただきたいと思います。

建設産業課長（植田将行君） 現在のところは、先ほど御説明しましたとおり、慎重な現場調査及び測量設計をした後で工事に取りかかりたいと思いますので、いつ頃とは明確にはお答えできません。すみません。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町道が使えない状態というのはよくないと思いますので、本当にできる限り使用がちゃんとできるようにするというのが最低限のことだと思いますので、本当に早急に対応いただきたいと思います。

5 つ目、有害鳥獣の今後の対策についてです。

有害鳥獣の対策は、住民の方からかなりたくさん要望をいただいています、かなり重要な課題だというふうに思っておりますけれども、なかなか具体的に進んでいかないということがありました。町長も新しく就任された中で、この対策についてどのように考えておられるのか、まずお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、これまでから捕獲と防除の両面から取組を行ってきたところでございます。

防除の面においては、侵入防止柵等が設置されている場所につきましては従前と比較して農作物被害が軽減していますが、有害鳥獣そのものの減少にはつながっていないのが実情とされます。有害鳥獣そのものを減少させるためには捕獲が必要不可欠だと思います。現在、猟友会は町内各地に大型檻を 43 基設置し、イノシシや鹿等の捕獲活動を行っていただいております。令和 5 年度に自動捕獲機を 5 台購入し、43 基のうち 5 基に設置いたしました。自動捕獲機を設置いたしました檻につきましては、効率的に捕獲することが可能となりました。

町単独での有害鳥獣捕獲には限界がございますので、今後は近隣市町村や京都府、関係団体と緊密な連携により、有害鳥獣対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上で

ざいます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

なかなか実際は進んでいないと思うんですけども、これはもっと根本的に進めていく必要があると思っております。

特に町長の考え方ですね、今後どうされていくのか。一つは、方策については専門家がかなり研究を尽くしている面がありまして、国とか府にも要望が行ったときにはこういう方法が有効ですよということはお聞きはしているんです。ところがそれなりにお金がかかるということで、財源の確保の課題もあるというふうには考えております。それを無数に有効なほどの対策をしていくためには、財源の確保というのがネックになっている面はあると思うんです。その点について、少なくとも町長としてはどのようにされていくのか、そのことについてはお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの有害鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

確かに例えば技術的な面というのは、私もいろんなところで聞いたりしておりますし、そういうものを使わないと、個体を減らすということがまず一つ大きなポイントかなと思うんですけども、ただそれにはお金もかかるというのもございますし、あと、例えば対応できる、じゃ人がどれだけいるのかというのも実際のところもそういう課題もございましたので、建設産業課長の答弁にもございましたけれども、なかなか町単独でやるというのは非常に困難な状況かなと思っておりますので、例えば技術的な話であれば京都府の方でも対策の部分がございますので、そういうところと連携していくというのが現実的な話ではないかなと考えております。

実際、どうやってじゃ予算を確保するのかについても、そこもちょっと考えていかないと、特に補助制度などを使うしかないのかなと思っておりますので、このあたりは関係団体としっかり連携していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この問題は本当になかなか進まなくて、私自身も要望を言いに行きましてかなり話もさせていただいているんですが、本当に進まないということがあります。その一方で、住民の方からは、何のために農作物を作っているのかわからないとか、途中でやめてしまう方、もし

くはかなりのお金をかけて柵、おりを作ってやる方もおられますけれども、見合わない状況がたくさんあります。私自身も具体的な対策案も示したいと思いますが、町長も本当に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それから、6つ目、最後の質問になりますが、笠置駅の階段対策などのバリアフリー化についてです。

この問題も長年の懸念でありまして、私も議員をさせていただきましてからずっと取り組んでいただかせていただいていますけれども、なかなかＪＲはしますというふうには回答していただけません。この対策はかなり大事なことだと思いますので、町長としてはどういうふうに進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 笠置駅のバリアフリー対策でございますけれども、これまでからＪＲ、京都府等に対して、笠置駅のバリアフリー化、階段対策等について要望してきたという事実がございますが、現実対策が進んでいないというのは議員御指摘のとおりでございます。ただ、これは一方で、本要望というのがＪＲ側の視点に立ちますと、収益性の観点から考えますと非常に困難なものであるということも理解はできるところでございます。

そこで、現実的な実現可能な提案が必要と考えまして、ＪＲとの意見交換会があった際に一つ提案したところがございましたところ、この案件というのは個別で話をさせてほしいということをＪＲの方から回答はいただきました。そしてまた、京都府との意見交換の際もございまして、京都府の方からも実現可能なような提案をした方がよいのではないかというような意見がございましたので、ここでも複数の案を提案しておりまして、その中で、今後予算の確保も含めて取り組んでいこうということを一定合意というか、話し合いの中でしたところでございます。

ただ、ではどういうことをということを多分おっしゃられるかと思いますが、あくまでも私個人的に考えて提案した内容でございますし、様々な調整が要ると思います。ＪＲとか京都府、そしてあとは補助金の確保とかというような様々な調整が要りますので、現時点で対策、提案内容というのをお知らせできる段階ではないんですけれども、やっぱり今までとは違うような提案、実現方法、完全なものではないかもしれませんが、まずはやはりバリアフリー化という形の部分で、特に御高齢の方がＪＲを利用できるようにという視点はしっかり持っておりますので、このあたりも協議が進み次第議会等にも説明してまいりたいと考えておりますし、笠置駅のバリアフリー化が実現できるようにはしっかりと取り組

んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

最後に、J Rに求めるだけではなくて、国とか京都府レベルでの、あまりそこばかり頼るのもということもあるんでしょうけれども、そういう視点で公的に進めるのも大事ではないかというふうに思います。

バリアフリー化については、1 日の需要、乗降の利用数の基準で補助するかしないかがありまして、これも下げてきたというのがあるんですね。まだまだ笠置町の状態では対象になりませんが、下げてきたということもありますので、やっぱり一方で国や京都府にも求める、またいろんな対策をできることは並行的に進めていく、一つだけにこだわるんじゃないということも要ると思うんですけれども、そのあたりどうお考えか、最後お聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の今御指摘いただいたとおり、まさに私もそのとおりだと思っておりますので、いろいろなところ、関係するところ、いろんなところと、実はお話をさせていただいております。まだ私の知識レベルではありますけれども、いろんなところにお話しさせていただいた中で、じゃこれだったらいけるんじゃないかとか、こういう案もあるんじゃないかというようなアイデアとかを出しているところでございまして、そのアイデアとかを例えば京都府とかと検討したりとかですね。もちろん実現性が見えてくるようで補助対象となるようなものであるのであれば、しっかりとやはり京都府や国にも要請していきますし、それを具体的な提案をもってJ Rとも協議に臨むというそういうスタンスで進めておりますので、本当にこれは私自身もしっかりと対策しないといけないということを認識しておりますので、これからも引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これで向出議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

休 憩 午後 1 時 5 5 分

再 開 午後 2 時 0 5 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2 番、松本俊清議員の発言を許可します。

2 番（松本俊清君） 2 番、松本です。

一般質問なんですが、毎回同じことを質問しているんですが、進行状況があまりないので再度させていただきます。

町民の安心・安全な暮らしについて。

6月の議会で予算がついて防犯カメラの設置が決まりました。12月までに設置、完了ということですが、果たしてその設備に向けての業務はどこまで進んでいるんですか、お聞きしたい。

それと、これは京都府の管轄の話になると思うんですが、163の切山地区歩道設置並びに有市地区のかさ上げ工事について、進行はどのようになっているのか、分かっている範囲でお答えください。

以下については席にて質問させていただきます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

松本議員の防犯カメラの設置についての御質問にお答えをさせていただきます。

カメラの設置場所についてですけれども、各区の区長さんと協議をさせていただきまして、設置場所につきましてはある程度決まっております。現在につきましては、12月の事業完了に向けまして入札に係る事務を進めているところでございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

松本議員の国道163号線における切山区内の歩道設置及び国道163号線有市かさ上げ工事の進捗状況についてお答えいたします。

切山区内の歩道設置に係る進捗状況につきましては、令和6年6月定例会以降、現時点では進捗はございません。今後も、従前までの京都府並びに国への要望活動を継続するとともに、道路管理者であります京都府と当町で今まで以上に力を合わせて努力してまいります。

続きまして、国道163号線有市かさ上げ工事の進捗状況についてお答えいたします。

平成30年から令和5年までの事業費ベースで申し上げますと、進捗率は24.36%でございます。令和6年度も引き続き前年度と同工事で築造工事が予定されております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

建設課についてはカーブミラーの清掃、ありがとうございました。また、雑草についても

一応刈ってもらったんですが、また生えてきていますんで、これもやはり京都府といろいろ話をしてもらって安全のためによろしくをお願いします。

続きまして、町有財産の管理対応についてお聞きします。

サテライトオフィス、多くの方に利用していただくために、学生の体験学習、企業のレクリエーション等の利用を考えているとのことでありましたが、またお試し住宅についてはキャンプ場、学生の研究など、短期間の利用ができる検討を考えておられたが、どうなっているのか。また、お試し住宅の駐車場月3万円の利用かつ対策はどのように考えておられるのか。行政に返答はもらっているんですが、一向にその成果が出てきません。その原因は何か、今後どうするのか、お答えをお願いします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスやお試し住宅につきましては、先の議会でも答弁させていただきましたが、なかなか利用が上がっていないところでございます。

サテライトオフィスにつきましては、相楽東部3町村で同様の施設があることから、未来づくり協議会でも広報を行っていただいたり、町のホームページへの掲載はもちろん、移住・交流フェアややましろフェアなどでチラシを配布しております。

お試し住宅につきましても利用がなく、効果が表れていない施設となっておりますが、いずれの施設につきましても、8月から就任いただきました地域活性化起業人の方からも提案していただけるということでもありますし、京都府の施策との関連づけなどを進めていきながら利用の促進に努めていければと思っております。

今の現行の条例の改正であったり、使用規則等も一部改正する必要も出てくるかと思いますが、使いやすい施設というところに持っていかなければいけないというふうに考えております。

それから、お試し住宅の駐車場の件ということでしたが、駐車場代ということの土地の使用料ということで予算の方は計上させていただいておりますので、お試し住宅の土地使用料というところで、駐車場代というところではなく使用料というところで御理解いただけたらと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

駐車場、3万2,000円ですけれども、これは利用方法をどうするのかということを聞いているんですよね。早く言うと草刈りもせんならんし、いろいろ経費がかかると思うんですよ。そういう点、どのような方法を取ろうとしているのか、町としてですよ、行政として。それをお聞きしているんです。今の状態でそのままいくのかどうか。

それと同時に、解体された後谷の住宅、あそこも空き地ができていますけれども、前行政の方からいろいろ利用方法を聞いているんですが、町としてそれを引き続いてやられるのかどうか、そういう点も含めて回答をお願いします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、お試し住宅につきましては、土地の除草作業については今月入っていただくこととしております。昨年度職員で作業してもらっていたんですけれども、今年度は会計年度任用職員の方で対応していただくようお願いしているところです。

それから、後谷の除去した建物の跡地ですけれども、3月で除去を完了しておりますが、跡地につきましてはまだ有効に活用できる用途を現在模索しているところでございまして、松本議員からは再三御質問いただいておりますが明確な回答ができずに申し訳ありませんが、何か有効に活用できる案というのもし出てきましたらそれに向けて取り組んでいきたいと考えております。

それから、移住・定住プラザにつきましては、今年度京都府から当町に移住、笠置町に移住された方の中から、京都府の方から移住呼びかけ人として任命いただきました、その相談の場として活用いただけるようにさせていただきたいということと、また、8月からこちらのほうに来ていただきました地域活性化起業人の活動拠点としても利用していただきながら、こういう施設の提案であったりとか町のまちづくりに関しての提案であったりとかというところを起業人の方々からも提案いただくこととしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

質問すると非常にいい回答をもらうんですが、実行性が非常に遅いというように感じるんですよね、私は。皆さんどう思われるか知りませんがね。その点やはり回答されたことはそれなりに行政として責任を持った行動を取ってもらいたいなと、このように思います。

先ほども言いましたように町の財産について使用方法、全然進んでいないです。PR、動

向、ネットで報告していると、PRしているといろいろな話は聞くんですけども、成果出ていないんですね。どうするか、どうかというのをもう一度新しい町長の下、検討して前向きに進んでもらいたいと思います。その点よろしくをお願いします。

続きまして、町長にお聞きしたいんですけども、町長が就任されて約半年が過ぎましたが、所信表明で8つの柱として上げられたことについて、町長はこの半年で感じられた手応え、問題等についてお聞きしたい。そして、その決意のほどをよろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今御質問いただきました松本議員の所信表明に掲げました件についての手応えと、それと問題点についてでございますけれども、まず、手応えの件でございますが、8つの柱につきまして様々なところで様々な方と意見交換を行ってまいりましたが、いずれも協力してくださるという方が非常に多いというのが実感でございます。その中でいろんな提案をいただくことがやはり実現に向けての大きな手応えであると私は感じております。

その中で、また問題点につきましては、正直なところ、人、モノ、金の確保が非常に大変だということでございます。まず、人につきましては、多くの課題を解決していくことが必要でございますけれども、限られた職員数の中では同時進行というのが非常に難しいというのが実態でございます。また、モノ、金につきましても、自由に使える財源というのが少ない中で実現するための財源をどうやって確保していくのかというのが大きな問題点だと私は考えております。

しかし、所信表明で述べさせていただいた8つの柱ですが、必ず実現してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

重複するかもしれませんが、町長が言われたKASAGIこのゆびとまれプロジェクト、この進行はどのように今なっているのか、現在どう考えているのか、今後の展望等について、重複するかもしれませんが、再度説明をお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） KASAGIこのゆびとまれプロジェクトについてでございますけれども、まず、進捗状況につきましては、8月に地域活性化起業人を採用できたことから、ようやく9月19日に町の事業者さんなどを集めた第1回のワークショップを開催することができまして、その中で町のにぎわいづくりに関する様々な提案を頂戴したところでございます。

まだスタートしたばかりかということなので、進捗状況というのはまだ約10%程度かなというふうに考えております。

今後の展望につきましては、先ほど町のにぎわいづくりということを申し上げましたけれども、やはりいこいの館の再開に向けた議論も含めまして、また参加メンバーも増やしまして、おおむね今年度については実現に向けた課題の洗い出しを行い、来年度は課題解決方法の検討を行いたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、起業人の話が出て新しくスタートをされました。しかし、早く何とか形に出してもらわないことには、いこいの館の管理費、年間結構かかりますんで、そういう点も加味してスピードアップ、笠置町のためによりしくお願いしたいと思います。大変ですが、町長の采配、また行動力に期待していますのでよろしくお願いします。

これにて、質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番、大倉博議員の発言を許します。

3番（大倉 博君） それでは、私から4点、一応国に関する関係が3つあるんですけども、後期高齢者の問題、マイナンバーカード、それからふるさと納税、そして、あと一つはいこいの館前の駐車場について質問させていただきます。自席でやらさせていただきます。

まず、後期高齢者の医療体制などの高齢者施策についてお聞きします。

後期高齢者医療制度は平成20年度から開始され、京都府において制度当初の被保険者数は約27万人、令和5年では40万人を超えております。

最近、この9月13日の閣議決定では、高齢化対策の中長期指針、高齢化社会対策大綱の改定を決定され、75歳以上の医療費窓口負担が3割となる人の範囲拡大を検討すると閣議決定されました。現在、75歳以上の窓口負担は原則1割、一定の所得があれば2割、現役並みの所得だと3割負担となっております。

そこで、笠置町は高齢化が進み、高齢化率が50%を超えているが、先日、敬老会が中止になったというか、笠置町の高齢化率は幾らか、そして後期高齢者は何人おられるのか。また、敬老会を楽しみにしておられた方もおられると思うが、なぜ中止されたのか、その点についてお聞きします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問ですが、高齢化率は令和6年8月末現在で55.78%でございます。

それから、2つ目の後期高齢者75歳以上の人数でございますが、8月末現在で375人でございます。

最後に、敬老会ですが、コロナ禍を経てこれまでの敬老会の在り方を見直し、これまで実施してきました式典と演芸については取りやめといたしました。しかし、高齢者を敬い、長寿をお祝いし、感謝の気持ちをお伝えするという敬老の趣旨はそのままに、笠置テレビで町長と小学生からのお祝いメッセージ放送、また、75歳の方々等への記念品を御自宅にお渡しに伺う見守り型の敬老事業として引き続き実施していきます。どうか御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

敬老会が何で中止になったのかちょっと意味が分からないんですけども、やはり楽しみというか、このれんけいを見ていると米寿の方が笠置町は15人、健康な方をずっと見ていましたらおられるんですね。和東と村は、大体笠置の倍で30人余り、31、32人ですけども、笠置町は人口の割にはやはり米寿の方15人とおられるんですよ。この中にも元気な方はおられますよ。

例えば町とかはどこでもそうなんですけれども、こういう制度というかがなくなるということは、町が自治体が、私個人的な意見ですけども、例えば我々は南におりますけれども、やはり祭りとかああいうのがなくなったら、もうその自治体だんだん終わりというか、私の考えですよ、そういう考え。やはりそういうことの一つ一つ、昔は花火をやったり川遊びとかいろんなことがありました。盆踊りも。そういうことがだんだんなくなってくる自治体になっておるんですよ。だから、敬老会でもなくなるということ自体がだんだんと、笠置町自体が私はもう本当にどうなるのかと心配するわけです。

できたら、またこういうあれかなと思ったんですけども、熱中症対策で爽やかスポットとして産業会館とかを使うということだったんで、それでもう一つのあれでやめられたのかと思ったんですけども、もう一度これは今年からずっと、コロナの関係でいろいろあったから中止そのままと思ったんですけども、これからはずっとこの敬老会というのはなくしはるということですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

敬老会事業ということでなくすのではなくて、敬老会の中のそれまで行っていた式典と演芸については取りやめにさせていただくと、ただ先ほども申しましたとおり、やはり感謝の気持ちを伝えるなり、高齢者を敬うというような観点から町長とか子供たちのお祝いのメッセージ、また記念品の贈呈といったことについては、引き続きさせていただきたいというふうには考えております。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

できれば一堂に集まって同窓会じゃないですけども、同期というか、そういうのがやっぱり大事な生きがいというか、そういうことが大事違うかなと私は思うんですよ。だから、できたら、そういう一同に対して敬老会というのをやってもらったらありがたいなという気がするんです。それは全国的にどうなっているのか知りませんが、笠置町だけかどうか、3町村でもどういうふうにやってはるのか分かりませんが、だからできたら、やはりそういうようなことでも一つでもそういうことを続けてもらおうということが大事違うかなと思うんです。

長寿のことを言いましたけれども、全国なんかは100歳以上の方は9万5,119人と報道がありました。54年連続増加、そのうち女性の方は88%、京都府下では2,119人、笠置町でも私知っている限り100歳以上の方がおられます。元気な方がおられます。だから、そういった意味のためにも、やはりみんなの前でお祝いするという会を敬老会をやってほしいなという私の意見です。できれば来年からでもまた復活というか、できればやっていただきたいと思います。

そして、今や健康で長生きするために、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進が重要であるとするが、笠置町にとっていろいろやっておられますけれども、主な施策を挙げていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保健事業では、健康診断や健康相談、また運動に特化した健康教室、はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室などを実施しております。

それから、介護予防事業では、笠置町の地域包括支援センターを中心に、閉じ籠もり予防や認知症予防などのためのすこやか元気クラブ、また、おたっしゃくらぶなどを実施してお

ります。

それから、一体的事業につきましては、令和6年度より健康状態不明者の方への訪問活動やフレイル予防の啓発事業を実施することとしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうですね。そういったように、これからやはり健康寿命、長生きしても健康でなければ、健康寿命を延ばすためにもそういったいろんな事業をできるだけやっていただきたいと思います。

次に、マイナンバーなんですけれども、いよいよ政府は現行の保険証の新規発行を12月2日で原則やめると、廃止、マイナ保険証に代わるマイナンバーカード保険証の利用率は、全国的にも京都府でも10%に満たない。

笠置町でマイナンバーカード保険証の取得率、そしてその利用率はいかがですか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えいたします。

私の方からは、笠置町の国民健康保険に加入していただいている方の情報でお伝えさせていただきます。

まず、笠置町の国民健康保険に加入していただいている方でマイナンバーカードをお持ちの方というのは、把握はできません。ただし、マイナンバー保険証として利用できる状態にひもづけておられる方は、6月の時点で57.5%の方がひもづけされておられます。

また、利用率につきましては、6月の外来受診のレセプトデータによりますと16%の方がマイナ保険証として窓口で御利用されております。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

保健福祉課からは、後期高齢者医療保険の対象の方についてお答えをさせていただきます。

令和6年7月時点のマイナンバー保険証登録率ですけれども、44.11%でございます。

それから、マイナ保険証としての利用率は、令和6年7月対象分で10.68%でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） そして、先ほど言いましたように12月2日以降も現行の保険証を1年間は使えるということだと思えるんですけれども、マイナ保険証を持たない方は、いずれ資格

確認書というかそれがなると、結局それは保険証と同じような感じになるんですけれども、申請制なのか町から送付されるのか、また資格確認書の有効期限は最大５年と聞いておりますけれども、１年ごとに更新されるのか。これは国の施策ですので現在分かる範囲でお聞きます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町の国民健康保険の被保険者の方には、有効期限を来年、令和７年１１月末までとする被保険者を交付しておりますので、有効期限が到来するまではそのまま引き続き御利用いただけます。

なお、今年の令和６年１２月２日以降は被保険者証が廃止されることとなりますので、新規の方の加入や再交付といった方には被保険者証を発行することができません。その代わりに資格確認書を交付することとなります。役場で手続に来られた際にその場で発行させていただきます。

また、有効期限が令和７年１１月末までのお持ちの方は、マイナ保険証としてひもづけ、失礼しました。令和７年の１１月末までの現在の被保険者証をお持ちの方に対して、ひもづけを解きたい、すなわちマイナ保険証として利用したくないというふうに思われる方に対しては、有効期限が到来する１１月半ば頃をめどに資格確認書を送付いたします。その際の手続は不要です。また、有効期限は２年間を想定しております。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、後期高齢者医療保険の被保険者の方には、有効期限を国民健康保険とは違いまして令和７年７月末までとする被保険者証を交付しております。期限が到来するまでは引き続き御利用いただけます。

また、令和６年１２月２日以降に後期高齢者医療保険制度の資格取得をされる方については、利用登録済みのマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付させていただきます。利用登録済みのマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付させていただきます。

それから、有効期限が令和７年７月末までのお持ちの方でマイナ保険証としてひもづけをされていない方につきましては、有効期限が到来する来年７月中頃をめどに資格確認書を送付させていただきます。

後期高齢者医療保険につきましては、有効期限は1年ごとの更新となります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長、今出てきた言葉で7月、なな月、1月は入っていないんでしょう、なな月ですね。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） すみません、なな月でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

マイナンバーカードというのは、保険証というのはやはりみんな心配されていると思うんですね、本当に。それと、私も使って最初暗唱番号を覚えていなくて、顔認証できるということで顔認証はやったことはあるんですけども、本当になかなか高齢の方やったら暗証番号を覚えるのも大変やろうから、顔でいけるん違うかなと思って、私も一遍それで一応しましたけれども、これは本当に心配な、スキミングとかをされた場合が困るというのがみんなの、国民みんなそうやと思うんですけども、そういったところにまた、運転免許証も3月にマイナンバーカードにひっつけるというか、ただこれはマイナンバーカードと免許証と別々に、免許証は別としてもいいんですけども、そういうことらしいけれども、運転免許証は。やはりいろいろひもづけされた場合に、スキミングとかいろんな盗まれた場合にどうなるかと、みんなそういう心配が国民の方があるんじゃないかと思うんですけども。

そして、これは今国会でも、総裁選で実施するか延期の議論がまた最近ちらっと出ていますね。だから、そういったときでもね。これは先日の議会で、どこの自治体でもそうだと思うんですけども、この12月移行に合わせて条例の改正とか予算の編成とかをやったと思うんですけども、なるとは思いますけれども、総裁選でそんな話が出てくるのも国としていかがかなという私の考えですけども、そういったことに移行になればいいとは思いうんですけども、仕方ないというか、そういうことでございます。

そして、資格認定書の取扱いで保険料が滞納状態の方に対して、現行は短期被保険者証を発行しているということですね。資格証明書も期限が短期間のものを出されるのか、また滞納が続く場合、負担割合というのはどうなるのか、その辺。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

通常証と短期証を分けた運用というのは、想定しておられないために同じように2年間で

有効期限とする予定をしております。

また、滞納が続く場合につきましては、納付相談など取組には努めますが、それでも災害などの特別な事情がなく一定期間以上滞納が続いている場合には、特定療養費の支給対象者として取り扱うこととなります。この場合の窓口の一旦負担は10割していただくこととなります。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

12月2日以降につきましては、国民健康保険同様、短期証も廃止をされます。資格確認書につきましては、有効期限が短期なものではなくて1年のものを発行いたします。

滞納が続く場合につきましては、国民健康保険と同様に納付相談などの取り組みには努めますが、それでも災害などの特別な事情がなく一定期間滞納が続いている場合には、国民健康保険同様に特別療養費の支給対象者として取り扱う場合がございます。この場合については、一旦窓口負担割合は10割ということとなります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

こういったマイナンバーの保険証については、やはり町民の方に説明というか、説明をするような分かりやすい方法で何とか文書なりでやったってほしいなと思います。

次に、ふるさと納税です。

このふるさと納税の趣旨は、地域活性化と寄附文化の醸成、そして住民税は本来行政サービスの対価として負担、どこかの自治体に寄附すると居住自治体はその分税収を失うということです。

質問に入る前に、昨年の実質収支赤字額でトップ、一番は神奈川県のカ崎市124億、それから2位が名古屋市で111億、東京の世田谷が108億、そしてふるさと納税で額でもらう側のほう、入る側のほうが1位が宮崎の都城市で193億、紋別市が、北海道紋別、ここはホタテとかです。192億。泉佐野が175億と報道されておりました。このカ崎市で124億税が出ていくわけですね。ふるさと納税をやっている方は入ってくるのが16億余りで、結局実質の赤字は107億ぐらいという、カ崎市が年間。すごい額ですね。やはりこういった問題、いろいろ制度的にこれを反対する人も意見があります。

さて、このふるさと納税について、平成27年と29年の3月に質問させていただいた。紆余曲折あるふるさと納税ですが、1兆円市場として成長し、企業版ふるさと納税も8年前

に始まり、人材派遣で自治体支援などが広がっている。

笠置町のふるさと納税は、令和５年度は２４６件５２２万２，０００円、令和４年度は５８件１２４万５，０００円、これは笠置町のホームページから拾った数字ですけれども、これにはやはり転入追加されたジビエの関係とかコーヒーの食品関係が多く、２０２件２５７万７，０００円となっている。平成２７年度は約９６万円、平成２６年度は７６万とお聞きしました。品目も金額も大きく変わっております。

そして、私は以前にかさぎゴルフ場の利用の関係を質問したことがありました。最近ふるさと納税の返礼品としてゴルフ場を追加されたが、利用された方はあるのか、もし分かれば教えていただきたい。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたように、今年７月１６日からふるさと納税の返礼品としてかさぎゴルフ倶楽部のふるさとゴルフプレークーポン券というものが加わりました。寄附額１万円で３，０００円、４種類ございます。ただ、８月末現在、報告があった時点では今のところまだ利用はなかった、寄附はなかったというところでございます。

議長（西 昭夫君） ３番、大倉議員。

３番（大倉 博君） ３番、大倉です。

できれば笠置のゴルフ場のだんだん来てもらいたいというのは、２つの方法が儲かるというか、ふるさと納税やってもらうのと、それからゴルフ場の利用税、来てもらったらゴルフ場の利用税、７０未満の人ですけれども、増えるわけです。結局両方というか。そういった意味でゴルフ場の利用が多くなればいいなと思うわけです。

だから、笠置町の今ゴルフ場の利用税が入ってくるのは年間３，４００万ぐらいです。それで、５年ほど前までは４，５００ぐらいあったんですけれども、これは当時は利用税が１，０００円やったんです。今７５０円になっているからこんなに３，４００万に下がっているわけです。利用税はどういうふうにして決めるのか私には分かりませんが、そういった形で１，０００円から７５０円に減っているからそういう数字になっているのかなと。ただ、そうすると、まだゴルフの案外笠置のゴルフ場は人気があるというか、来られる方が多いわけです。

そして、このゴルフ場で最近報道が出ていましたんですけれども、その場で現地決済型の

利用というか、タブレットをやる方法があるらしいんですけれども、だから、もしそこでやれば職員の手間というかが省けるというか、そういったことでやられたらどうか。やられているのかどうかは知りませんよ。こうったことを検討されているか、やられているかどうか分かりませんが、どうですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にありました現地決済型のふるさと納税についてですけれども、現地決済型ふるさと納税というものは、笠置町に来られた方がその場でふるさと納税の対象者となってその場で寄附をし、その場でサービスを受けることができる制度ということになっております。

現在、まだこの制度については笠置町は導入はしておりません。導入コストもございまして、町の方の事務というよりも事業者さんの事務について煩雑さがあるなど、制度につきましては観光誘客とか消費の促進とか、経済面でも大きな期待される制度でございしますが、そういったコストなり事務上のことを、事業者さんと課題整理しながら行っていった上で検討を進めないといけないなと思っております。

今後のかさぎゴルフさんだけではなくて、制度を利用できるような事業者さんがございましたら一緒に進めさせていただけるように、また検討させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先日、飛騨高山の方に行った時にポスターが貼ってあったんです。現地決済型のをやってほしいというか、ゴルフだけと違うけれども、商品を買う時にそういう決済を利用してほしいと、これはやっぱり先ほど言ったように職員の手間が省けると、そういう方法もあると思うんです。そういったこともポスターが貼ってありましたので、そういったやり方、笠置にどれだけの商品が、先ほども言ったジビエとかコーヒーなど食品関連が多く、報道、ネットで見ましたんですけれども、あと、鹿の本の、何というのとか、鹿製品の皮製品をいろいろネットでも見ました。載っていましたが、そういったこともどんどんね。やはり若い人が来られてそういったことがまだ、たかが、たかがと今悪いですが、500万余りのふるさと納税を頂いているということでありがたいなと思うんです。

そして、住民の方がふるさと納税をされたことによる税の減収はどのぐらいになるのか。平成29年3月議会で10人で9万円の減収であったと答弁を当時はいただいております。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの大倉議員の御質問で税の減収はどのくらいかということとでございました。

令和6年の課税情報によりますと、住民の方のふるさと納税額は269万8,500円でございます。そのうちの減収分といたしまして128万9,170円でございます。

議長（西 昭夫君） 大倉議員、先ほどの発言でたかがという発言、たかが500万という発言があったんですけれども。

3番（大倉 博君） そういった、たかがですけども、言いました。

議長（西 昭夫君） それは削除されたほうがいいと思いますけれども。

3番（大倉 博君） たかがと言い方でしたけども、言いましたやん。

議長（西 昭夫君） 削除はされないということですか。

3番（大倉 博君） だから、そういうことを言いましたけども。

議長（西 昭夫君） なので、削除されないということですか。

3番（大倉 博君） そのまいます、はい。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 今聞きましたけれども、笠置町でもたくさんふるさと納税をやっている方、多いということですね。だからそんだけ税収が減っていくということ。何ぼ先ほど言いましたように、今ちょっと言われていろいろありましたけれども、500何ぼやったかな、500何万入ってくるのにね。それに出ていくのもそんだけあるということは、やはりどこでも、先ほど川崎市の話を言いましたけれども、そういったことで、ふるさと納税もしっかりと本当に笠置町にとって売るのがなければ駄目なので、商品は今新しいジビエとか、先ほど言いましたそういうもの、コーヒーなんかでもインターネットを見ていましたら出ています。駅前でやってはる喫茶店の方だと思うんですけれども、そういったことだと思います。

そして、ネットで見たんですけれども、笠置町は令和6年ふるさと本舗アワードって分かりませんが、紹介だけしときますけれども、笠置町は「ふるさと納税において知る人ぞ知る、隠れた優良自治体」の、この前オリンピックがありましたけれども、オリンピック・パラリンピックがありましたけれども、金銀銅をたくさん日本選手が取っております。笠置町もその銅に選ばれております。金は25自治体、そして銀が15自治体、銅が46自治体、その中に笠置町が入っております。私分らないので分かれば教えてほしいんですけれども、ふるさと本舗アワードというのはどういうことか、分かれば教えて、いいです、分

からなければ。そういうことがネットに載ってありましたんで。

次に、いこいの館前等、町の駐車場についてお聞きします。

いこいの館が休業になってから駐車場に車が止められていることが多い。住民の方のそういった声をお聞きします。通勤でＪＲを利用するのに車をいこいの館の前に駐車していかれたり、観光客が笠置山や柳生方面へハイキングに行かれる方が駐車場としておられることもあります。また、常時自家用車を止められているのを見受けられます。

産業振興会館下やいこいの館の前の駐車場は、何か聞くと普通車は１日５００円、大型車が１，０００円など、駐車料金が設定されているはずだが、この方たちはどうなっているかは分かりませんが、いこいの館が閉館されてから誰がこの駐車場を管理されているのか。笠置山の駐車場は観光協会が管理され、有料となっております。

また、やまなみホールの駐車場には、私も一遍ちょっとの間やったら止めるんですけども、ちょっと長いから止めることがあって、看板を見ると関係のない方の車は御遠慮くださいという看板が物すごく目につくんです。一遍にＪＡのところに行って、ＪＡの人に頼んでちょっと止めさせてもらったこともあります。

やはりこういった駐車場の在り方、そして木津川市庁舎の駐車場は何年か前に有料になりました。これは収入を得るより不法駐車が問題となったとお聞きします。笠置町では、民間の方から長年駐車場として高額で借りている。あるべき姿を今後検討されてはいかがかなと思います、いかがですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員のいこいの館前の駐車場の件の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館前のアスファルトの駐車場につきましては、いこいの館が営業中はいこいの館への来館いただける方についての駐車場としておりましたので、特に駐車料金は徴収していませんでした。

つむぎてらすの前にあります砂利の部分の駐車場につきましては、こちらはバス、普通車ともに駐車料金を徴収しております。いこいの館が営業中の時はいこいの館のほうに駐車料金を納めていただきましたが、今そちらの方で駐車料金の収受が受領できませんので、利用される方は産業振興会館でお支払いいただいている方もいらっしゃいます。バスについては事前に止められるかのお問合せともありますので、そういう方につきましては産業振興会館でのお支払いをお願いしているところです。

ただ、おっしゃっていただきましたとおり、どちらにつきましても、砂利のほうには看板はありますけれども、アスファルトの方の駐車場の方には特段看板も設置しておりませんし、ハイキングやサイクリングに来られた方という方も駐車されて、そのまま使用料を支払われていないような状況も見受けられます。そういう方がいらっしゃる場合は、いこいの従業員の方にも声をかけていただくとか、従業員といいますか、町の会計年度任用職員になりますけれども、声をかけに行ってもらおうとか、また駐車場である旨、使用料を徴収する旨の看板の設置も必要かなと思っております。

また、近隣の方で恒常的に止めていらっしゃる方についても、ここは町の駐車場であるという旨をお願いする必要もあるかと思いますので、改善していくところは少しずつ徴収に向けて取り組みたいなと思っております。

土地の砂利の部分、借り上げしているところの今後の活用ですけれども、以前に比べましてバスの駐車というのは減りましたが、笠置町内においてそういう観光バスの駐車ができる場所がやっぱりございませんので、そういう意味でもまだ必要な場所であるという認識でございますので、今回令和4年度に更新させていただいたところですので、次の更新までの間に、今後の活用方法について継続するかについては内部の方でお話しさせていただく必要があるかなと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私が借りている駐車場のところに、やはり通勤で長いこと通勤されている方、そこに同じところに止めて6時半頃の電車に乗られるのかな。帰りは6時過ぎに帰られます。必ずそこに止まっております。今日は止まっていない、どうしたのかなと思ったりはしたりする。やはりそういうふうなそういう方もおられるんです。だから、そういう方たちのためにも真面目にそういう、真面目にというか、それが当たり前のことは当たり前なんですけれども、先日もたまたま行った時によそのナンバー、他府県ナンバーなんですけれども、10時何分頃やから10時二十何分に乗られるのかなと思って歩いていかれたら、やはり向こうへ曲がられたから、そういった方も見受けました。

そういった意味で、やはりどうあるべきかということをね。今看板もおっしゃいましたけれども、そういったこともやはり効果があるん違うかなと思います。

それでは、これで終わります。

議長（西 昭夫君） これで大倉博議員の一般質問を終わります。

議長（西 昭夫君） これで一般質問を終わります。

これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

第3日目は、9月27日午前9時30分から開会し、議案審議を行います。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時01分